## (案)

第5次石垣市障がい者福祉計画 第6期石垣市障害福祉計画・第2期石垣市障害児福祉計画

# ていだプラン



令和3年 2月 沖縄県 石垣市

## 目次

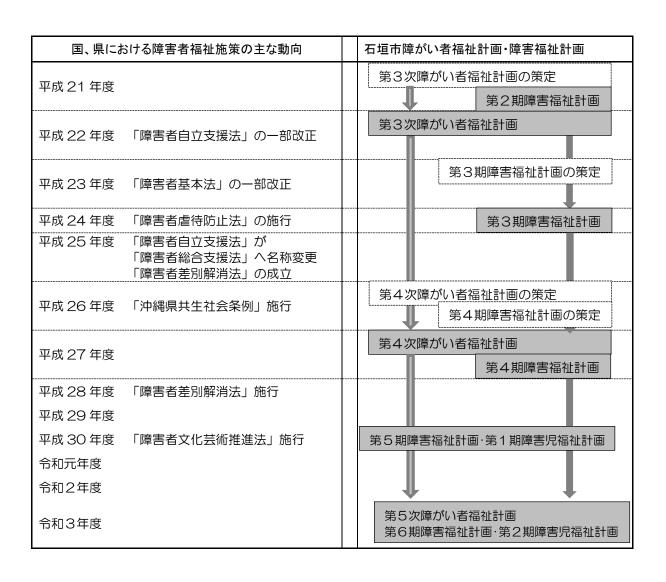
序 <b>i</b>	章 計画策定の前提	. 1
1.	けいかくさくてい しゅ し 	. 1
2.	<u>計画</u> の <u>位置</u> づけ	. 2
3.	けいかく き かん かんが かた 計画期間の <u>考</u> え <u>方</u>	. 4
4.	けいかく さくていたいせい 計画の <u>策定体制</u>	. 4
だい <mark>第</mark> 1	立       計画の取り組み状況等について	. 5
1.	し さく しょう か 施策の <u>評価</u>	. 5
2.	じゅうてん し きく	. 6
3.	thumくみなお 計画見直しに <u>向</u> けて	. 6
だい <mark>第</mark> 2	はいかく       きほんてき かんが かた         章       計画の基本的な考え方	15
1.	<u>計画</u> の <u>基本理念</u>	15
2.	かくしさく きょうつう おうだんてき してん 各施策に共通する <u>横断的</u> な <u>視点</u>	15
3.	ੈ ਫ਼ਿਨਰਿ\$くひょう <mark>基本目 標</mark>	17
4.	し さく たいけい 施策の <u>体系</u>	18
だい <u>第</u> 3	しょう し さく てんかい <u>章 施策の展開</u>	19
だい <u>第</u> 4	しょう だい き しょうがいふく し けいかくおよ だい き しょうがい じ ふく し けいかく         章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画	37
1.	くに きほんてき かんがぇかた 国の <u>基本的</u> な <u>考え方</u>	37
2.	だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじょくしけいかく ひょうか 第5期 障 害福祉計画・第1期 障 害児福祉計画の評 価	38

3.	#いかもくひょう せってい れいわ ねんど まっ もくひょう 成果目 標 の設定 ( <u>令和</u> 5 <u>年度末</u> の <u>目 標</u> )	46
4.	<sup>しょう ふくし</sup> などみ こ りょう <u>障</u> がい <u>福祉</u> サービス <u>等見込</u> み <u>量</u>	52
5.	ち いきせいかつ し えん じ ぎょう <mark>地域生活支援事 業</mark>	57
6.	こ こそだてしえん かかわるたいせい こうちく 子ども・子育て支援に関わる体制の構築	61
だい <mark>第</mark> 5	章       計画推進にあたって	63
しり。 <b>■資</b>	ょうへん 料編	65

## 

## 1. 計画策定の趣旨

本計画は、歯や覚における障がい福祉の動高等を踏まえつつ、「警兵」(ともに)の心でつくる、ゆめみらい・いしがき」の基本理念の実現を首節としています。地域社会の変化やアンケート等に基づくニーズ把握に努め、障がいの有無を問わず短いに尊重し合い、全ての市営が地域社会の一賞としてあらゆる分野に参加ができる。共生社会に向けた多様な施策を位置づけるものとします。



## 2. 計画の位置づけ

- (1)第5次障がい者福祉計画と第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の関係
- ①第5次障がい者福祉計画

障害者基本法第11条3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者のための施策を推進する上での基本事項を定める計画となります。

### にょうがいしゃ きほんほうだい しょう こう 管 害者基本法第11条3項

市町科は、障害署基本計画及び都道府県障害署計画を基本とするとともに、当該市町科における障害者の状況等を踏まえ、当該市町科における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町科障害者計画」という。)を繁定しなければならない。

### ②第6期障害福祉計画•第2期障害児福祉計画

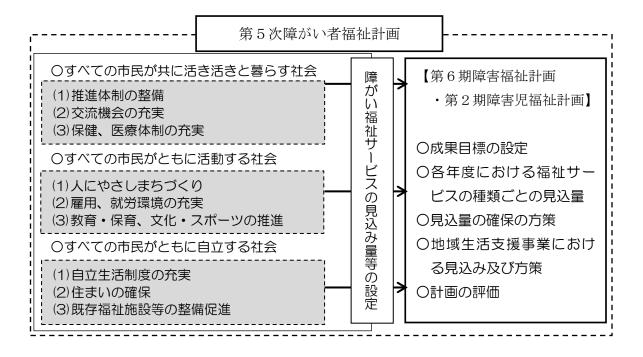
障害者総合支援緊
88 案に基づく「市町科障害福祉計画」
及び児童福祉緊第33 案の20 に基づく「市町科障害児福祉計画」として、障がい者福祉計画における推進施策の一部を包含するものとし障がい福祉サービス等の確保に関する計画とします。したがって、計画に掲げる基本理談、基本目標等は障がい者福祉計画の内容を受け継ぐものとします。

### にょうがいしゃそうこう しえんほうだい じょう 障害者総合支援法第88条

市町村は、基本指針に前して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく 業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

## 児童福祉法第33条の20

市町科は、基本指針に前して、障害児蓪所支援及び障害児稻談支援の提供体制の確保その他障害児蓪所支援及び障害児稻談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町科障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。



## (2)その他計画との関係

本計画は、石造市第4次総合計画における障がい着祉分野の基本指針に基づくものとし、市の福祉関連計画及びその他関連計画との連携、整合性を保つものとします。障がい者に対する施策全般を位置づけるとともに、障がい者の生活支援の充実に係わる数値首標を設定するものとして、「第5次障がい者福祉計画」と「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を一個で、「第5次障がい者福祉計画」と「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を

【第5次障がい者福祉計画と他の計画との関係】

- 〇障害者基本法
- ○障害者総合支援法



【国、沖縄県】

〇国

「障害者基本計画」

(平成25年度~令和5年度)

○沖縄県

「第4次沖縄県障害者基本計画」

(平成26年度~令和3年度)

「第5期沖縄県障害福祉計画」

(平成30年度~令和2年度)

石垣市第4次総合計画 (基本構想・基本計画)

石垣市第2次ほっとハートプラン

(平成30年度~令和4年度)

整合・連携

整合

第5次障がい者福祉計画

第6期障害福祉計画 • 第2期障害児福祉計画



- ○21パールプランいしがき
- 〇子ども・子育て支援事業計画
- ○健康づくり関連計画
- 〇自殺対策計画

## 3. 計画期間の 考 え方

「第5次障がい者福祉計画」が「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を包含することから、両計画は整合性をもって策定されるべきものです。

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、障がい福祉サービスの見込量を設定するものとして、3年を1期となっており、茶市では「第5次障がい著福祉計画」と「第6期障害福祉計画」を第2期障害児福祉計画」の計画期間を災の違りとします。

#### ■計画の期間

年度	令 和							
計画	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
	_							
障がい者福祉計画	第5次障がい者福祉計画(6年)							
			/			N		
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 ・第2期障害児福祉計画(3年)			第7期障害福祉計画 ・第3期障害児福祉計画(3年)				

## 4. 計画の策定体制

- (1)計画策定の組織体制
- ①岩道市障がい岩福祉計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画繁定委員会の設置 障がい福祉の知識及び経験のある者、障がい者、障がい福祉に関する事業に従事する 著等を構成員とした繁定委員会を設置し、計画家の検討・審議を行いました。

## (2)計画策定への障がい者の参加

第5次障がい著稿祉計画の策定においては、アンケート調査及び市内の障がい著団体等に対するヒアリングを通じて、計画策定への障がい者の参加とニーズの把握を行いました。

### ①アンケート調査の実施

65歳未満の障がい手帳が持者及び特定医療費(指定難病)受給者能をお持ちの芳を対象に、管常生活における生活課題、障がい福祉サービスの利用状況や今後の利用意同を把握し、計画繁定の基礎資料とすることを首節としてアンケート調査を実施しました。

## ②障がい者団体等へのニーズ等の抱握

答覧がい者団体等に対し、障がいのある芳の介護日常生活、社会参加、就多等の問題点、 今後実施が望まれる施策等に関する意見等を把握するため、簡易アンケートを実施しました。

## だい しょう けいかく と く じょうきょうなど 第1章 計画の取り組み状況等について

#### しきく ひょうか 1.**施策の評価**

電流施策を4段階で評価を行ったところ、「計画選りに選んでいる」が82.0%(82施策)、「一部違れている」が16.0%(16施策)、「計画を記憶って選んでいる」が1.0%(1施策)、「未著筆」が1.0%(1施策)となっています。

一部違れている状況がみられる施策は、複数課にまたがる取り組みとなっており、基本首標 ごとの望な課題を以下に整理します。

#### ■重点施策の評価

■里思心界の	江									
		計画をて進ん		計画通んでい		一部遅る	れてい	未着	手	合計
計画全体		1	1.0%	82	82.0%	16	16.0%	1	1.0%	100
基本目標1	1. 推進体制の整備			14	77.8%	4	22.2%			18
すべての市民	2. 交流機会の拡充			6	75.0%	2	25.0%			8
がともに活き活	3. 保健、医療体制の充実			7	77.8%	2	22.2%			9
きと暮らす社会	基本目標1 合計			27	77.1%	8	22.9%			35
基本目標2	1. 人にやさしいまちづくり	1	6.7%	9	60.0%	5	33.3%			15
すべての市民	2. 雇用、就労環境の拡充			9	100%					9
がともに活動す	3. 教育・保育、文化・スポーツの推進			12	85.7%	1	7.1%	1	7.1%	14
る社会	基本目標2 合計	1	2.6%	30	78.9%	6	15.8%	1	2.6%	38
基本目標3	1. 自立生活支援の拡充			14	87.5%	2	12.5%			16
すべての市民	2. 住まいの確保			5	100%					5
がともに自立す	3. 福祉施設等の整備促進			6	100%					6
る社会	基本目標3 合計			25	92.6%	2	7.4%			27

## 【基本目標 1 すべての市民がともに活き活きと暮らす社会】

- 「学話奉任賞養成講座を開催し、支護者の確保に努めていますが、受講者の活躍の場の提供、 「次のステップアップ(通談者養成講座(真宝催)、通談士資格取得)につながるモチベーションを維持させる任組みが「家」められます。また新型コロナウイルス感染」を流行により、 学話通談者の医療機関への派遣や、学話通談奉任賞養成講座の開講が難しくなっているので、今後のあり芳を検討する必要があります。
- 箱祉関係団体等の活動支援として、地域活動支援センターの配着、また結り心でセンター内に関係団体の事務所開設などを行っていますが、著称化やスペースの問題により、バリアフリー整備等が進められない施設があります。

## 【基本目標2 すべての市民がともに活動する社会】

● 災害時地域支援システムの確立に向け、市民防災訓練後の意見交換会等で上げられた意見を社会福祉関係部署と背着を行っていますが、正確な要支援者情報の収集、災害時要接護者所能を活用するための自治会等との連携に課題があります。

## 【基本目標3 すべての市民がともに自立する社会】

● 保管や教育、稲談等において、障がい種別や状況等に能じた適切な支援を行うため、 鑑味が過去等の等門職の配置に努めていますが、父材の安定的な確保に課題があります。

## 2. 重点施策の取り組み状況

第4次岩道市障がい署福祉計画には、3つの基本首標に総数で100の電流施業が位置づけられており、取り組みを確認した結果、実施できていないのは3施業、電流施策の実施率は97%となっています。

障がい着祉に関する地域資源が限られ、新たな障がい着祉サービスの展開に関しても島外サービスの活用が難しい現状の中、人材の確保を含めた相談対応の充実や関係者が情報其省できる場の設置・建学、精祉避難所兼交流のための施設整備等に努めているところです。

## ■未実施となる重点施策

基本目標	基本施策	施策	重点施策	具体的取り組み	課題	担当課
基本目標2 すべての市民 がともに活動 する社会	1 人にやさし いまちづくり	(2)移動・交 通手段の充 実	オ) バリアフ リーマップの 作成	バリアフリーマップについての情報収集。市の開催する避難訓練について聴 覚障害者団体と各地区の避難所に同行した。	バリアフリーマップについて は未作成。	障がい福祉課
	2 雇用、就 労環境の拡 充	(2)就労機会 の拡大と活動 の場の創設	の促進、物品	各部署へ優先調達の周 知、市ホームページに調 達実績の掲載。	関係各課より委託可能な事業の提案はあるが、達成ノルマや請負条件等が高く契かまでに至っていない。委託内容を複数事業所で分散できるか検討。	
	3 教育・保 育、文化・ス ポーツの推進	(3)文化、芸 術、スポーツ・ レクリエーショ ンの充実		養成事業、指導者の登録、招へい等	未実施	障がい福祉課 スポーツ交流 課

## 3. 計画見直しに向けて

## ①施策の体系について

本市の障がい者福祉計画は、アンケート調査によるニーズ抱握、ワークショップによる市営との意覚支援や計画への提繁等、第4次計画まで管学の議論を積み上げてきた内容となっています。

今回の寛置しにあたっては、3つの基本首標から構成される施策の体系を基本としながら、関係法制度等の動向及び障がいのある市民のニーズ等を踏まえ追加修正を行います。

## ②地域の連携強化及び地域資源の開発等について

本市は、5万分弱という公司規模と他の首治体とは選を隔てた環境にあるため、障がい福祉サービス提供基盤の整備を建める上で、広域的な連携(他市町村にあるサービスの活用等)が難しい状況にあります。そのため、障がいのある市営が住みよい地域づくりを考える上では、市で首指すべき姿等の共通認識を深めた上で、島内の事業所や関連団体、地域団体等との連携強化と衰え合いの基盤となりうる地域資源の開発等が重要となります。

## ③関連計画との整合性について

計画繁定後は、取り組み、状況を確認し必要に応じて改善を行うなど、計画の評価に継続して取り組むことが必要です。関係答譲の取り組む状況を確認した結果、内容によっては関連計画で評価を行うべきと判断されるもの含まれています。

また、「障がい者福祉計画」の施策(生活支援など障がい福祉サービスに関する施策等)の管には、「障害福祉計画」で整理した党が理解がしやすく、また一評価の際の作業。量の低減につながると判断できるものもありました。

できる隙りに効率的かつ効果的な進捗で評価を行うためにも、関連計画で担える部分は省略であるなど、整合性を踏まえた施策の開整理を行います。

	基本目標	基本施策	施策	重点施策	具体的取り組み	課題	担当課
	E77118	至小心不	115A	主派心不	平成30年度に「福祉のしおり」を 作成し、関係機関や窓口に配 布。	HANKE	12.114
11	基本目標1 すべて の市民がともに活き 活きと暮らす社会	1 推進体制の整備	(4)情報・コミュニ ケーション支援の充 実	ウ)「福祉ガイド」「福祉マップ」等の作成	観光客からの車いす貸し出しの問い合わせに対して、貸し出している施設等を案内。観光客からの問い合わせに対し、NPO等が発行しているがいるパンフレットを参考に情報提供を実施。	福祉マップは未作成となっており、改めて 検討を行う。	障がい福祉 課 観光文化課
12				エ)手話通訳者や音 訳者等の人材育成の 充実	手話通訳奉仕員養成講座を開催、県の手話通訳者養成講座への受講を促し、奉仕員の専門的知識や技術の向上につなげる。	手話通訳者等については、各養成講座の実施で人材確保に努めている。手話講座のの修了者に設ける等検討する。	障がい福祉 課
13				オ)聴覚障がい者緊 急通報システムの充 実	八重山圏域聴覚障がい者緊急 通報システム運営協議会の定期 開催、消防・警察等と連携を密に し、メール119番・110番の充実を		障がい福祉 課 消防本部
14				カ)関係機関との定 期的な懇談会や情報 交換会の開催	図る。 「障がい者週間市民のつどい」 (12月)を開催し、関係機関等と の情報交換等に努めた。		障がい福祉 課
15			(5)権利擁護の推進	ア)障がいのある人 の権利擁護に向けた 取り組み	「障害者差別解消法」の周知並び合理的配慮について普及を 行った。	多様な機会又は対象 者の年齢等を踏まえ た周知啓発のあり方 の検討。	障がい福祉 課
16					パンフレットの配布、役場窓口及び相談支援員等より成年後見制度・日常生活自立支援事業に関する情報提供の実施。	日常生活自立支援事業については、生活支援員の援助技術向上及び人材確保。相談から申し立てまで、流れの円滑化。	障がい福祉 課 地域包括支 援センター
17				ウ)石垣市障がい者 虐待防止センターの 機能強化	基幹相談支援センターを中心 に、窓口、相談支援員等が連携 し、虐待の未然防止につながる 相談対応の実施。		障がい福祉 課
18				エ)選挙や司法手続 き等における環境整 備	バリアフリー化されていない投票 所では簡易スローブを設置し、点 字投票用紙を各投票所に備えて いる。心身の故障又はその他の 理由のため自ら投票用紙に記載 することができない方から申し出 があったときは、投票を行ってい ること。郵便等に広報誌等で周知 を同じていてもな報話等で周知 を行っている。		障がい福祉 課 選挙管理委 員会
19		2 交流機会の拡充	(1)交流の場の充実	ア) 多様な関係機関 との連携による交流 機会の充実	12月の「障がい者週間市民のつどい」を通じ、交流の場の提供を行った。		障がい福祉 課
20				イ)公共施設の有効 活用と施設利用緩和 の推進	平成31年度より福祉避難所が供 用開始された。	その他にも交流に活動できる場について、 ニーズの把握と確保 に向けた検討を行う。	障がい福祉 課
21				ウ)身近な地域での 居場所づくり	身近な地域の居場所として、地域活動支援センターを展開。	センター以外での居場所の拡充に向け、 関係機関との連携を 図る。	障がい福祉 課
22				エ)コミュニケーション 支援の充実	医療機関、企業等への手話通訳 者派遣を行った。	の確保。 1か所で3障がい全て	障がい福祉 課
23				オ)地域活動支援センターの拡充	現状では、地域活動支援セン ター1か所で事業を実施。	に対応していることか ら負担が大きく、増設 など機能拡充につい て検討を要する。	
24			(2)交流支援体制の 確立	ア)スポーツ・レクリ エーション、文化活動 事業の充実	「スポーツレクリエーション教室」 「芸術・文化講座」の開催。	利用者の要望に合った講座の講師確保。 同行援護等福祉サー	
25				イ)コミュニケーション 支援の充実	養成講座を通じた人材の育成、 手話通訳者及び要約筆記者の 派遣。	同行援護等福祉ケー ピスの実施事業者の 確保に努める。 手話通訳者派遣について、日中活動できる 登録者の増に向けてき 養成講座の開催方法 「要約筆記奉仕員養 成講座」の検討。	
26				ウ)八重山地区障がい者文化・スポーツ振興会との連携強化	障がい者スポーツ大会と美術展を隔年で交互に開催。 を隔年で交互に開催。 障がい者も参加できるニュース ポーツ(ペタンク)を石垣市体育 協会で実施		障がい福祉 課
27		3 保健、医療体制の 充実	(1)障害の早期発見 と発達支援の充実	ア)障害の予防対策 の充実	学校では健康診断や保健指導 等を実施。 特定健診及びがん検診の実施、 事後フォローとして健康相談、保 健指導を実施。		学校教育課 健康福祉セン ター

	基本目標	基本施策	施策	重点施策	具体的取り組み	課題	担当課
	11 11 12	1 7 7 7 7 7 7	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	11,111,00,11	平成30年度に「福祉のしおり」を 作成し、関係機関や窓口に配 布。	877774	<i>7</i>
11	基本目標1 すべて の市民がともに活き 活きと暮らす社会	1 推進体制の整備	(4)情報・コミュニ ケーション支援の充 実	ウ)「福祉ガイド」「福祉マップ」等の作成	観光客からの車いす貸し出しの	検討を行う。	障がい福祉 課 観光文化課
12				エ)手話通訳者や音 訳者等の人材育成の 充実	手話通訳奉仕員養成講座を開催、県の手話通訳者養成講座へ の受講を促し、奉仕員の専門的 知識や技術の向上につなげる。	手話通訳者等については、各養成講座の 実施で人材を保に努めている。手話講座の 修了者に対ける等 強会の場を設ける等 検討する。	障がい福祉 課
13				オ)聴覚障がい者緊 急通報システムの充 実	八重山圏域聴覚障がい者緊急 通報システム運営協議会の定期 開催、消防・警察等と連携を密に し、メール119番・110番の充実を 図る。		障がい福祉 課 消防本部
14				カ)関係機関との定 期的な懇談会や情報 交換会の開催	「障がい者週間市民のつどい」 (12月)を開催し、関係機関等と の情報交換等に努めた。		障がい福祉 課
15			(5)権利擁護の推進	ア)障がいのある人 の権利擁護に向けた 取り組み	「障害者差別解消法」の周知並 び合理的配慮について普及を 行った。	多様な機会又は対象 者の年齢等を踏まえ た周知啓発のあり方 の検討。	障がい福祉 課
16					パンフレットの配布、役場窓口及び相談支援員等より成年後見制度・日常生活自立支援事業に関する情報提供の実施。	日常生活自立支援事業については、生活支援員の援助技術向上及び人材確保。 相談から申し立てまで、流れの円滑化。	障がい福祉 課 地域包括支 援センター
17				ウ)石垣市障がい者 虐待防止センターの 機能強化	基幹相談支援センターを中心に、窓口、相談支援員等が連携し、虐待の未然防止につながる相談対応の実施。		障がい福祉 課
18				エ)選挙や司法手続 き等における環境整 備	バリアフリー化されていない投票 所では簡易スローブを設置し、点 字投票用紙を各投票所に備えて いる。心身の故障又はその他の 理由のため自ら投票用紙に記載 することができない方から申し出 があったときは、投票管理者の 決定により代理投票を行ってい ること・郵便等による不在者投票 制度についても広報誌等で周知 を行っている。		障がい福祉 課 選挙管理委 員会
19		2 交流機会の拡充	(1)交流の場の充実	ア)多様な関係機関 との連携による交流 機会の充実	12月の「障がい者週間市民のつどい」を通じ、交流の場の提供を行った。	この地にも 六法に江	障がい福祉 課
20				イ)公共施設の有効 活用と施設利用緩和 の推進	平成31年度より福祉避難所が供 用開始された。	その他にも交流に活動できる場について、ニーズの把握と確保に向けた検討を行う。 センター以外での居	障がい福祉 課
21				ウ)身近な地域での 居場所づくり	身近な地域の居場所として、地域活動支援センターを展開。	場所の拡充に向け、 関係機関との連携を 図る。	障がい福祉 課
22				支援の充実	医療機関、企業等への手話通訳者派遣を行った。	有資格の手詰通訳者 の確保。 1か所で3障がい全て に対応していることか	関がいる社
23				ンターの拡充	現状では、地域活動支援セン ター1か所で事業を実施。	ら負担が大きく、増設 など機能拡充につい て検討を要する。	
24			(2)交流支援体制の 確立	ア)スポーツ・レクリ エーション、文化活動 事業の充実	「スポーツレクリエーション教室」 「芸術・文化講座」の開催。	利用者の要望に合った講座の講師確保。 同行援護等福祉サー	
25				イ)コミュニケーション 支援の充実	養成講座を通じた人材の育成、 手話通訳者及び要約筆記者の 派遣。	ビスの実施事業者の 確保に努める。 手話通訳者派遣について、日中活動できる 登録者の増に向けてきる 養成講座の開催方法 「要約筆記奉仕員養 成講座」の検討。	
26				い者文化・スポーツ	障がい者スポーツ大会と美術展を隔年で交互に開催。 がい者も参加できるニュース ポーツ(ペタンク)を石垣市体育 協会で実施	- DNM V	障がい福祉 課
27		3 保健、医療体制の 充実	(1)障害の早期発見 と発達支援の充実	ア)障害の予防対策 の充実	学校では健康診断や保健指導等を実施。 特定健診及びがん検診の実施、 事後フォローとして健康相談、保 健指導を実施。		学校教育課 健康福祉セン ター

	基本目標	基本施策	施策	重点施策	具体的取り組み	課題	担当課
28	基本目標1 すべて の市民がともに活き 活きと暮らす社会	3 保健、医療体制の 充実	(1)障害の早期発見 と発達支援の充実		窓口、相談機関等にて療育相談、専門機関の紹介、基幹相談支援センターを中心とした情報 共有の実施。「気になる子」の早期発見、早期対応に向け巡回訪問、加配保育士の配置、情報交換会の開催。臨床心理士の各学校への派遣。別幼児健診事後ターの実施。		障がい福祉 課 子育て支援課 学校教育課 健康福祉セン ター
29				ウ)療育相談支援の 取組み強化	県や医療機関等との連携、乳幼 児健診等で気になる子に対し療 育相談へつないでいく。	全希望者への対応が できるよう県と連携し ていく。	障がい福祉 課 健康福祉セン ター
30				エ)各種乳幼児健康 診査、特定健診、保 健指導の充実	各種健診時及び健診後に保健 師、栄養士による保健指導の実 施。	人材(専門職)の確 保。	健康福祉セン ター
31				オ)心の健康づくり事 業の推進	ゲートキーパー養成研修(一般 市民向け、相談支援者向け)を 開催(2月)。若年層向け自殺対 策請演会を開催。 学校教員向けの講話等の実施。		障がい福祉 課 学校教育課
32				カ)発達支援システム 構築の推進	システム構築に向けて、自立支援協議会「こども専門部会」を開催。 平成30年度に「すこやか相談(総合相談)窓口を設置。		障がい福祉 課 健康福祉セン ター
33			(2)医療受診に対す る支援	ア)自立支援医療及 び重度心身障害者 (児)医療費助成の周 知	自立支援医療、重度心身障害者 (児)医療費助成制度について は、病院、窓口にて手帳交付時 等に紹介を行う。		障がい福祉 課
34				イ)八重山福祉保健 所と連携した特定疾 患患者の早期把握と 支援	保健所と連携し、難病の方も福祉サービス利用が可能であることを、窓口等で周知するとともに、福祉サービス利用等適宜対応した。		障がい福祉課
35				ウ)入院期間中における、介助者の支援を行うためのヘルパー派遣事業の実施	平成28年度から医療型日中一時支援サービス提供を開始した。入院時について重度訪問介護で対応。		障がい福祉 課
36	基本目標2 すべての 市民がともに活動す る社会	1 人にやさしいまち づくり	(1)生活環境のバリ アフリー化の推進	ア)ユニバーサルデ ザインの視点による バリアフリー化	学校施設の老朽化に伴う建替え 事業において多目的トイレの整 備等。 都市公園の整備においては、沖 縄ユニバーサルデザイン公園等 建設指針などを参考に整備、改 築を進める。		学務課 施設管理課
37					建築確認申請前、福祉のまちづくり条例に基づく事前協議の要否について、電話、来庁による問い合わせに対応。 学校施設の建て替えにおけるスロープや手すり等の設置。	のホームページにお	福祉総務課
38				ウ)パーキングパー ミッド制度の導入に向 けた取り組み	市営駐車場における障がい者駐車スペースの確保、障がい者用スペースの表示板を改良。	パーキングパーミット 制度について、継続し 情報を収集し、導入を 検討する。	施設管理課 障がい福祉 課
39			(2)移動・交通手段 の充実	ア)道路及び交通安 全施設のバリアフ リー化の推進	石垣市福祉のまちづくり条例に基づく、必要箇所への点字ブロック等の敷設。 道路改良工事、区画道路工事に おける点字ブロックの敷設、パリアフリー化。	ロック等敷設できるよう、道路整備計画の	福祉総務課 都市建設課
40				イ)誰にでもわかりや すい案内標示板の整 備	福祉避難所建設による福祉機器 等の情報を提供する。		障がい福祉 課
41				ウ)公共交通のバリ アフリー化の推進	福祉バス・福祉タクシー・リフト車輌等の普及	福祉タクシー等に関するニーズ把握及び新たな基盤の確保等	障がい福祉 課
42				エ)外出及び移動支 援事業の充実	平成29年度にまちなか巡回バス 廃止。平成30年度「八重山病院 線」が開線。 移動支援事業の実施。	外出、移動支援に関するニーズ把握。 するニーズ把握。 移動支援事業について相談、申請受付、決 定の円滑化。	商工振興課 障がい福祉 課
43			*	オ)バリアフリーマッ プの作成	バリアフリーマップについての情報収集。市の開催する避難訓練について聴覚障害者団体と各地区の避難所に同行した。	バリアフリーマップに ついては未作成。	障がい福祉 課

	基本目標	基本施策	施策	重点施策	具体的取り組み	課題	担当課
44	基本目標2 すべての 市民がともに活動す る社会	1 人にやさしいまち づくり	(3)防災・防犯対策 の充実	ア) 石垣市緊急時一 斉放送システム、防 災一斉メール配信 サービスの充実及び 普及	防災行政無線デジタル化実施設 計に沿って取り組みを実施。 聴覚障がい者への防災メール登 録に関する周知。	事業を活用し防災情	防災危機管 理課 福祉総務課 消防本部 障がい福祉 課
45				イ)災害時地域支援 システムの確立	市民防災訓練に合わせて意見 交換会を開催し、社会福祉施設 等や各地域における要支援者 の課題を取り上げている。要支援 者の実情に合わせ地域と施設等 が連携した個別避難マニュアル の作成を支援する。 協定を締結した自治組織や防災 組織へ要援護者台帳を配布し、 地域内で災害時支援を行うネットワークの構築を進める。	各地区の正確な要支 援者情報収集及び各 地区の自主防災会の 活動の充実。	防災危機管 理課 福祉総務課 消障がい福祉 課
46				ウ)防災・防犯活動の 促進	毎年4月24日を市民防災の日として定め全市民を対象とした防災訓練を実施。 福祉部内でワーキングチームの立ち上げ。		防災危機管 理課 福祉総務課
47					各地区の自主防災会の現状を 把握すると供に、活動を充実さ 世個別避難マニュアル作成に組 み込めるよう取り組む。 各地区にて、地区防災計画の作 成を促すと供に、要援護者名簿 旧や行政連絡員説明会での周 知。		防災危機管 理課 福祉総務課
48					市民防災訓練意見交換会等に おいて、自主防災会・公民館・自 治会等へ「相互扶助」の体制づく 少を支援。防災資機材を利用し た要援護者の搬送訓練事例等を 紹介し連携強化。	組織もめるが、地域 差が見受けられる。	防災危機管 理課 福祉総務課 消防本部 障がい福祉 課
49				カ)福祉避難所の整 備	福祉避難所(健康福祉センター) に防災時非常食・飲料水・毛布・ 簡易トイレ等を備蓄。	福祉避難所乗ふれあい交流施設の供用開始に向け関係機関と調整を行い、福祉避難所としての機能的役割に関する協定の締結が必要	防災危機管 理課
50				キ)「福祉避難所兼ふれあい交流施設」の 利活用	福祉避難所兼ふれあい交流施 設が令和元年度より供用開始。		福祉総務課
51		2 雇用、就労環境の 拡充	(1)雇用、就労支援 の充実	ア)障がい者雇用に 対する理解を深める ための啓発活動の推 進	ハローワーク等の担当者、相談 支援事業所、障害者就労・生活 支援事業所と情報を共有し、障 害者の支援を行っている。		障がい福祉 課
52				イ)就労支援にかか わる関係機関等との ネットワークの充実	就労部会や就労支援事業所連 絡会を通じた連携。		障がい福祉 課
53				ウ)障がい者の職場 定着への支援	事業者向けに発達障がいに関す る講演会を開催	開催していない年あ り。	商工振興課
54			(2)就労機会の拡大 と活動の場の創設	ア)障がい者雇用に 対する啓発活動	職員採用候補者選定試験に障 がい者採用枠を設け、採用試験 を実施。	受験者が受験しやす い環境づくりを整え る。	商工振興課 総務課 契約管財課 障がい福祉 課
55					補助金制度等の周知、助言提言 活動や説明会等の開催等		p/s
56				ウ)就労支援事業所 への支援	石垣島まつりにおいて、福祉コーナーを設置。 就労継続支援事業所による訪問 販売(飲料)の継続。		商工振興課 障がい福祉 課
57				エ)公共施設を活用し た就労の場の確保	野外清掃業務を市内就労継続 支援事業所へ委託。	関係各課より委託可	健康福祉セン ター
58				オ) 行政における雇 用開発の促進、物品 等の優先調達の推進	各部署へ優先調達の周知、市 ホームページに調達実績の掲 載。	能な事業の提案はあるが、達成ノルマや請	障がい福祉 課
59				カ)福祉的就労の場 の充実と機会の創設 への支援	「障がい者週間・市民のつどい」 において、市内の就労支援事業 所等に販売ブースを設置。		障がい福祉 課

	基本目標	基本施策	施策	重点施策	具体的取り組み	課題	担当課
60	基本目標2 すべての 市民がともに活動す る社会	参 本	他来 (1)療育支援の充実		具体的なり組み 専門的立場から児童生徒を支援 するため、臨床心理士を学校に 派遣し、相談対応を実施。 保育所の巡回相談、臨床心理士 の派遣による「気になる子」の早 期発見・早期支援。 健診後の事後教室を通じた切れ	高木 <i>起</i>	担当 健康福祉セン ター育て支援課 学校がい福祉 課
61				②発達支援システム構築の推進	目ない支援。 発達支援システム関係課会議を 通じた連携。 臨床心理士2名体制で「すこや か相談(総合相談窓口)」の運 営。		障がい福祉 課 健康福祉セン ター
62				③療育支援にかかわ る専門職員の配置	「気になる子のすこやかな学び 支援事業」を実施。		学校教育課
63			(2)教育・保育環境 の充実	①教育・保育施設による受入れ体制の充実	学校に支援員を配置し児童生徒 に個別支援を実施。 保育所においては、加配保育士 の配置。 障がい児措置委員会の開催。		学校教育課 子育て支援課
64				②保育士、教諭等の 資質の向上	沖縄県教育委員会主催の「特別 支援教育コーディネーター養成 研修」「特別支援教育コーディ ネーター連絡会」等で、教員の資 質向上を図る。 就学支援説明会、特別支援教育 研修会の開催。		学校教育課 子育て支援課
65					「石垣市就学支援委員会」において、障がい児の就学に係る教育的支援を実施する。		学校教育課
66				② ④特別支援学校との 交流教育の充実	各学校において、居住地交流や 交流学習を実施。		学校教育課
67				<u> </u>	各学校に電子黒板・タブレット端 末等の整備。		学校教育課
68				⑥教育・保育施設に おけるバリアフリーの 整備	学校施設の老朽化に伴う建替え 事業において「石垣市福祉のま ちづくり条例」に基づく整備を進 める。		学務課
69			(3)文化、芸術、 スポーツ・レクリ エーションの充実	①スポーツ・レクリ エーション、文化活動 の充実	障がい者スポーツ大会を隔年で開催。 県主催のスポーツ大会への参加。 石垣島マラソンへの視覚障がい 者参加の支援。		スポーツ交流 課 いきいき学び 課 障がい福祉 課
70				②指導者の養成、確 保	養成事業、指導者の登録、招へい等	未実施	障がい福祉 課 スポーツ交流 理
71				③コミュニケーション 支援の充実	各種イベント・講演会への手話通 訳者の派遣。 成人式に手話通訳者の配置と車 いす専用エリアの設置。		際 障がい福祉 課 いきいき学び 課
72				④八重山地区障がい 者文化・スポーツ振 興会との連携強化	障がい者スポーツ大会と障がい 者美術展を隔年で開催。		障がい福祉 課
73				⑤生涯学習メニュー の充実	市民講座「ゆめみらい」・地活支 援センター各教室等	ゆめみらい講座の依 頼がない年度あり。	障がい福祉 課
74	基本目標3 すべて の市民がともに自立 する社会	1 自立生活支援の 拡充	(1)福祉サービスの 拡充	ア)市内の各法人に 対するサービス提供 基盤の整備促進と質 の向上	施設改造・奨励金等助成制度の 周知、活用		障がい福祉 課
75				イ)相談支援体制の 充実	相談支援として、直営1か所、委 託相談3か所で実施。		障がい福祉 課
76				ウ)地域生活支援事 業の充実	障害福祉計画に基づき実施。		障がい福祉 課
77				エ)地域移行に向け ての社会資源の開発	市営住宅の建築・改築における グループホームの設置に向けた 調整。		障がい福祉 課
78				オ)施設入所支援及 びショートステイの増 床と利便性の向上へ の取組み	障害福祉計画に基づき実施。		障がい福祉 課
79				カ)日中一時支援事 業の充実	医療型日中一時支援については 平成28年度より事業開始。		障がい福祉 課
80			(2)相談支援体制の 拡充	ア)相談窓口、相談 内容等の周知活動の 推進	各相談支援事業所や諸福祉 サービスの案内等		健康福祉センター スピも家庭課学校教育課 障がい福祉課

	基本目標	基本施策	施策	重点施策	具体的取り組み	課題	担当課
81	基本目標3 すべて の市民がともに自立 する社会	1 自立生活支援の 拡充	(2)相談支援体制の 拡充	イ)専門性の高い相 談支援体制の構築	自立支援協議会の設置運営及 び指定相談支援事業所や関係 機関との連携 『子どもの発達支援つながりマニュアル』を『石垣市発達支援サポートBOOK』として更新、冊子 作成し関係機関やセンター利用 者等へ配布。		障がい福祉 課 健康福祉セン ター
82				ウ)専門職の配置	各校において、特別支援コーディネーターが中心となり保護者・学校・他機関と連携、支援の充実に努めている。 相談対応における有資格者の配置。		学校教育課
83				エ)基幹相談支援センターの機能強化	平成30年度に基幹相談支援セン ターの相談員を1名増員。他に自 タ対策強化事業相談員を1名増 員	現在の体制を維持する。	障がい福祉 課
84				オ)委託相談支援事 業所の拡充	度。 障害福祉計画に基づき実施。		障がい福祉 課
85			(3)福祉人材の育 成・確保	ア)専門職の配置	「気になる子のすこやかな学び 支援事業」において、臨床心理 土を1名配置。 相談支援機能強化事業で有資格者(社会福祉士・精神保健福 祉士)を配置。 特定保健指導及び重症化予防 事業に保健師・管理栄養士を配 置。	専門職の継続的な確保。	健康福祉センター学校教育課障がい福祉課
86				イ)障がい者の二一 ズに応じた福祉人材 の確保	小学校・中学校で福祉体験学習 の依頼に応じることができる人材 の確保に努める。	多様な人材の確保	障がい福祉 課
87				ウ)障がい者の社会 活動を支援するボラ ンティアの育成と活 動支援	ボランティア養成講座の開催、活動助成金交付等	ボランティア養成講座 は開催していない年 度もあり。	障がい福祉 課
88			(4)経済的支援の推 進	ア)各種手当や自立 支援医療の周知	「石垣市難病患者等渡航費助成 事業」にて、航空運賃の一部を 助成。HPや医療機関と協力した 周知。 特別障がい者手当について、広 報いしがきへ掲載して周知。		健康福祉センター 障がい福祉 課
89				イ)重度心身障害者 (児)医療費の助成制 度の周知	各種手帳の申請・交付時に制度 案内を実施。 サービス等の更新について、時 期を統一し、サービス利用者に 申請しやすい工夫を行った。		障がい福祉課
90		2 住まいの確保	(1)障害に配慮した 住宅の確保	ア)障害に配慮した住宅の確保	市骨仕空の建て麸えにおけるバ		障がい福祉 課 都市建設課
91				イ)バリアフリー住宅の整備促進	市営団地建替時の整備		都市建設課
92				ウ)住宅改修の助成 制度の充実	日常生活用具給付費等事業・介護保険制度の周知による支援	介護保険との優先関 係等に関する周知。	障がい福祉 課
93				エ) 民間活力を活かしたグループホームの整備充実の促進	空き家等のグループホーム化 (説明、調査、調整、整備)		障がい福祉 課
94				オ)民間賃貸住宅等 への入居支援	住宅入居等支援事業の実施。 高齢者・生活困窮者・諸事情に よる世帯分離等での斡旋申込み が多いので、保証会社へ本事業 の情報を提供し、審査を特別に 行えるよう調整している。		障がい福祉 課
95		3 福祉施設等の整 備促進	(1)福祉サービス施設等の整備促進	ア)施設入所に対す る支援	障害福祉計画に基づき実施。		障がい福祉 課
96				イ)障がい児が利用 できる短期入所施設 等の整備促進	障害福祉計画に基づき実施。		障がい福祉 課
97				ウ)サービス提供基盤の整備促進	障害福祉計画に基づき実施。		障がい福祉 課
98				づくり	障害福祉計画に基づき実施。		障がい福祉 課
99			(2)既存福祉施設の 機能拡充と負担軽減	ア)既存福祉施設等 の機能拡充に向けた 改修等の実施	各施設のバリアフリー化(スロープ・手すり・音声案内・電光掲示 板等)		障がい福祉 課
100				イ)公共施設利用に 対する統一した利用 基準の設定	各施設の使用料無料化又は減 免化とその周知		障がい福祉 課

#### だい しょう けいかく きほんてき かんが かた 第2章 計画の基本的な考え方

#### けいかく き ほん り ねん 1. 計画の基本理念

障がいのある光もない光も、お覧いを理解し、違いを認めあい、それぞれの光格と値性を尊重する。其生社会の実現鑑びに首心選択と首心決定により首分らしく社会生活を営むことができる社会の実現の向け、「管理(ともに)の心でつくる、ゆめみらい・いしがき」を計画の基本理念とします。

## 【基本理念】

## <sup>さんきょう</sup> 三 共 (ともに) の 心 でつくる、ゆめみらい・いしがき

#### ( まぽんりゃん たっせい 【基本理念が達成された石垣市のイメージ】

- 〇すべての市党が、人として限りなく<sup>らうと</sup>ばれるまち
- Oすべての市民にとって暮らしやすい、やさしいまち
- O「Ŝえられる側」と「Ŝえる側」に分けることなく、ともに聞け着いながら暮らせるまち

きん きょう の 心 と は

黄 生 の こころ:ともに活き活きと暮らす社会

・ 数 の こころ: ともに活動する社会・ 数 の こころ: ともに首立する社会

## 2. 各施策に共通する横断的な視点

## (1) 当事者の意見の尊重等

障がい者施策の検討及び評価等にあたっては、アンケート調査や積荷な場面を通じて障がい者(児) 及びその家族等の意見の抱握し、その意見を尊重するように努めます。

また障がい著(児)等が施策決定過程へ参簡することを通じて、当事者の視点を障がい著施 策に党設させるよう努めます。

## (2) 施策の総合的な展開

障がいのある市党の貧厳、自立(自律)の貧量を自指す「障害皆権利案系」の趣旨を踏まえ、答うイフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、 侯療、雇用等の各分野の強強のもと、総合的な施策の展開を関ります。

## (3) 障がい者の特性等に配慮した支援

障がい者一人ひとりの貧厳を守るため、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に能じた 障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえ、障がい者の特性等に配慮した支援に努めます。そ の際、外覚からは分かりにくい障がいを持つ市民、状態が変動しやすい障がい等についても留 意しながら支援に努めます。

### (4)複合的困難に配慮した支援

であることに加えて、妊娠や出産など女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

障がいのある子どもは成人の障がい者とは異なる支援を行う必要性があり、また、障がい のある高齢者への支援は、高齢者施策との整合性に留意し取り組むことが求められます。

障がいのある人の性別やライフステージ等によって、複合的に困難な状況に置かれた障がい著(安性、字ども、高齢者など)に対するきめ麺かい配慮が乗められていることを踏まえ、障がい者施策の実施に努めます。

## (5) アクセシビリティの向上

障がいのある市民の活動を制限し、社会への参加制約している事物、制度、償行、鎖念等の社会的障壁の除去を進めることで、障がいのある市民の社会参加を受えます。

またICT等の新たな技術を活角し、必要な汚へ必要な情報が届くよう姿めます。

## (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

実効性のある取り組みを進めるため、必要なデータ収集及び統計の発実等を図るとともに、 PDCAサイクル等を通じて、施策の覚置しを行っていきます。

## 3. 基本目標

## 基本目標 1 すべての市民がともに活き活きと暮らす社会

障がいのあるなしにかかわらず、すべての市党の人権や利益等が擁護され、お互いを認め合い 受え合いながら、ともに活き活きと暮らせる社会をめざします。

障がいに対する偏覚や差別意識を取り除くとともに、障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進、権利擁護のための取り組み、必要とする情報がプザしやすい仕組みづくり等を進めます。

また、障がいの原因となる疾病等の多筋や治療、発達の遅れ等が気になる児童に対する支援の発覚等に取り組みます。

#### まない。 基本目標 2 すべての市民がともに活動する社会

すべての市罠が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、撃び、 働き、条暇を 繁しみ、受流を通じて置いに篙め合うなど、社会のあらゆる場置でともに活動できる社会をめざ します。

すべての市営がその能力を設大限に発揮し、自己実現を集たしていくことができるように、生活環境のバリアフリー化の推進、インクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、生きがいをもって働くことができる環境の発覚、スポーツ・レクリエーション、文化活動等の発覚に高けた取り組みを進めます。

## 基本目標3 すべての市民がともに自立する社会

すべての市党が自分らしい生き芳を実現していくため、障がいのある市党が必要な支援を受けながら、質らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する全体であることを踏まえ、障がいの程度や決党に能じて自立できる仕組みづくりが必要です。

住み慣れた地域で生活の質を篙めながら、首立した社会生活を、営むことができるよう、一人ひとりの状況に応じた相談対応、住まいの確保、福祉人材の脊散・確保、きめ編かな個別支援計
箇に基づく福祉サービス提供体制の発覚を図ります。

#### し さく たいけい 4. 施策の体系

## 【基本理念】 三共(ともに)の心でつくる、ゆめみらい・いしがき (1) 当事者の意見の尊重等 (2) 施策の総合的な展開 各施策に共通する (3) 障がい者の特性等に配慮した支援 横断的な視点 (4)複合的困難に配慮した支援 (5) アクセシビリティの向上 (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組み 【基本施策】 (1) 啓発活動の推進 【基本目標】 (2)権利擁護の推進 すべての市民がともに活き (3)情報・コミュニケーション支援の充実 活きと暮らす社会 (4) 福祉関係団体等の活動支援 (5)保健、医療の充実 (6) 防災・防犯対策の充実 (1) 安全・安心な生活環境の整備 (2) 交流機会の充実 すべての市民がともに活動 (3) 雇用、就労環境の充実 する社会 (4) 療育、保育教育環境の充実 (5) 文化芸術、スポーツ・レクリエーション 活動の促進 (1)相談支援体制の拡充 (2)福祉サービスの充実 すべての市民がともに自立 (3) 住まいの確保 する社会 (4) 福祉人材の育成・確保 (5) 経済的自立の支援

## だい しょう しさく てんかい 第3章 施策の展開

#### きほんもくひょう 基本目標 1 すべての市民がともに活き活きと暮らす社会

障がいのあるなしにかかわらず、すべての市党の人権や利益等が擁護され、お覧いを認め合い 受え合いながら、ともに活き活きと暮らせる社会をめざします。

障がいに対する偏覚や差別意識を取り除くとともに、障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進、権利擁護のための取り組み、必要とする情報が気覚しやすい仕組みづくり等を 羅かます。

また、障がいの原因となる疾病等の多筋や治療、発達の遅れ等が気になる児童に対する支援の発覚等に取り組みます。

## 【現状と課題】

### 〈啓発活動の推進〉

#### ◇市民アンケート調査結果

- 地域や崔茂の障がい者に対する理解は深まってきたと思うかをみると、「わからない」が47.7%で最も多く、次いで「歩し理解されてきた」の16.0%、「あまり理解されていない」の14.4%、「理解されてない」の12.0%、「理解されてきた」の5.8%となっています。
- 障がい者に対する理解度を経覚的にみると、「わからない」との回答が高まる(H 26:38.4%からR1:47.7%)一方で、「理解されてきた」との回答が低忙しています。

### ◇関係団体アンケート調査結果

- 『障がい者に対する社会の理解について』は、「理解は蓮んでいる」と「どちらともいえない」がともに 36.4%となっています。
- 少しずつ社会の理解は蓮んでいるという意見がある一方で、理解のバラつきや偏覚等があることへの指摘がされています。

### 〈権利擁護の推進〉

#### ◇市民アンケート調査結果

- 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかをみると、「ない」が39.9%で最も多く、次いで「ある」の28.6%、「歩しある」の25.7%となっています。「ある」と「歩しある」の合計は54.3%となり、単数以上の芳が差別や嫌な思いを経験したと問答しています。
- 差別や嫌な態いについて、「ない」との凹層では逆成26年度(34.1%)との比較で

● どのような場所・場窗で差別や嫌な思いをしたかの第1位は「学校・仕事場」の 45.7%、第2位は「外出発」の41.2%、第3位は「仕事を探すとき」の27.8%、第 4位は「誘院などの医療機関」の20.4%、第5位は「住んでいる地域」の18.4%等 となっています。

## 〈情報・コミュニケーション支援の充実〉

### ◇市民アンケート調査結果

● 障がいのことや福祉サービスなどの情報をどこから知ることが夢いかの第1位は「家族や親せき」の33.7%、第2位は「インターネット」の19.7%、第3位は「かかりつけの医師や着護師」の19.5%、第4位は「市の稲談窓管」の18.9%、第5位は「发火・丸火」及び「サービス事業所の人や施設職賞」が同率の18.6%等となっています。

## ◇関係団体アンケート調査結果

### く障がい者団体について〉

### ◇関係団体アンケート調査結果

- 親亡き後、サービスを利用しながら首分らしく首立していけるよう支援してほしい。
- 地域との交流は受け身の状況だと思う。 障がい著もできることはあるので、ボランティアなど多様な参加、交流の方法があると思います。

## (防災・防犯対策の充実)

#### まほんしさく けいはつかつどう すいしん 基本施策(1) 啓発活動の推進

障害者基本法において、障がい者は「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に自常生活では社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。障がい者が経験する困難等は個人の障がいと社会的要因によるものという視点が宗されており、障がい者を取り巻く問題は、すべての市民のかかわる社会共通の問題として捉えていく必要があります。

障がいに対する様々な倫質や差別意識といった「こころのバリア」を取り除いていくための普及を発活動や、多様な障がいを理解していくための福祉教育などの発覚を図ります。

真体的な散組み	たんとう か 担当課
『右道市健康福祉まつり・障がい者週間・市民のつどい』『奉仕賞養成講座』等の機会を活用し、障がいに対する理解と認識を深め、一人ひとりの 一人権が尊重される社会のなかで、共に生きる英生の心を育む普及啓発活動を推進します。	障がい福祉課
「障がい者」適間」において、市内の障がい者関係団体及び福祉関係団体等 と連携し、障がいや障がいのある人に対する症しい理解と認識を深めるため、多様な取り組みを積極的に進めます。	障がい福祉課
が 中学校において、「車いす体験」や「アイマスク体験」等の体験学習 を行います。	がっこうきょういくか 学校教育課
特別支援学校に選う字どもたちと地域の保育所やこども園、弱がで高等学校の字どもの交流活動を実施します。また幼少期から障がいに対する理解を深めるため、保育所・こども園で特別支援学校の生徒を職場体験として受け入れを行います。	からきますいくか 学校教育課 子育て支援課
「まちづくり市民議座ゆめみらい」において、障がい著稿並に関する学習	<b>企画政策課</b>

#### まほんしさく けんりょうご すいしん 基本施策(2) 権利擁護の推進

そのため、散発を見制度、管管を対象を対象を重要の利用促進、を管管の未然防止、選挙における影像など、障がいのある人の人権擁護に対する取り組みを進めます。

真体的な散組み	たんとう か 担 <b>当</b> 課
障害者差別解消器や原葉型社会条例等に関するパンフレット、『みんなに やさしい暮らし芳』ポスター等を活角し、障がい者に対する差別解消と合 理商配慮について普及啓発を行います。	障がい福祉課
理的配慮について音及音乗を行います。 看談支援専門員及び関係機関等と連携し、成年後見制度、日常生活自立支援 事業について周知を行うとともに、制度の利用促進に努めます。	障がい福祉課
障がい者を特別してンターをで心に、役所整合、相談支援等門貨等が連携し、を特の未然防止並びに被害者保護に取り組みます。	障がい福祉課
期日前投票所と登投票所に電椅子を配置する等、高齢者や障がいのある 市民に配慮した投票所のバリアフリー化を進めるとともに、点字投票角紙 の設置を行います。また代理投票や木在者投票制度についての周旬に努 めます。	障がい福祉課 選挙管理 装貨会
当事者団体や結社関係機関において「障がいのある人への配慮のチェックリスト」等について情報共有を図るとともに、石造市首立支援協議会と連携し、差別の解消に取り組みます。	障がい福祉課

## 基本施策(3)情報・コミュニケーション支援の充実

障がいのある人が、住み憧れた地域で質の篙い目常生活や社会生活をおくることができるようにあらゆる場面で、必要な情報を取得し、利用できる情報のバリアフリー化の推進など、円滑なコミュニケーション支援の発覚に努めます。

真体的な散組み	担当課
LINE や Facebook 競び Youtube 等の活角、市ホームページの音声読み上げ	
ソフトの導入、広報いしがきの普訳・点訳版の提供、ケーブルテレビの市	<b>企画</b> 数策課
政情報での手話通訳の配置など情報提供の多様化に努めます。	
観光アプリにバリアフリー情報を追加するなど障がい著(児)が楽島する	   かんこうぶん か か   観光文化課
際の対応の充実に努めます。	18元义16未 
『岩造市障がい福祉のしおり』による分かりやすい情報提供を行うとと	障がい福祉課
もに、NPO等が発行するパンフレット等をもとに情報提供を行います。	製造できる。 かか か 観光文化課
が	
講座の開催と講座修了者に対するフォローの実施など、手話通訳者の脊成	障がい福祉課

自立支援協議会や「障がい者週間・市民のつどい」等における関係機関等との情報交換を行い、分かりやすい情報提供のあり芳について検討を行います。	障がい福祉課
岩造市空室書館において、視覚障がい著等が利用しやすい書籍等の発覚に 努めます。	市立図書館

#### まほんしさく ふくしかんけいだんたいなど かつどう しえん 基本施策(4)福祉関係団体等の活動支援

障がいのある人の当事者団体や関係団体の活動は、障がいのある人の交流や生きがいづくりの場です。また、障がいに関する多様な情報交換、会賞和丘の経験を活かしたアドバイスを行うなど、住み憧れた地域での首立生活を受える、重要な役割を担っています。

一学後とも、障がいのある人の答うイフステージにおける多様な活動を受えるため、障がい著 団体の活動の関う類など、神滑な団体が活動の支援に努めます。

くたいてき とり く 具体的な取組み	担当課
障がいのある人の社会性 活を受えていくことができるよう、 障がい 指団 体のニーズ等の 抱握を 行うととともに活動支援に努めます。	障がい福祉課
公共施設の利用料発除など、障がい者 団体の活動を支える環境整備に 努めます。	障がい福祉課
「障がい著週間・市営のつどい」のほか、繋りやイベントへ障がい著団体の参加を卓びかけ、活動内容の周衛に努めます。	障がい福祉課

#### まほん し さく ほけん いりょう じゅうじつ 基本施策(5)保健、医療の充実

答種健康診査や健康相談、保健師による保健指導等を通じて、障がいの原因となる疾病の予防 ・ でいて記載を対して、関連を通じて、関連を受ける。

到了物児健診、保管・教育関係機関や予育で支援センターなど、予どもの発達にあわせて関わる関係者が連携し、障がいや発達の気になる予の草丸抱握と予どもの状況に応じて適切な発達支援ができる体制づくりに取り組みます。

障がいや難病を抱える市民が、適切な診断や治療を門滑に受けることができるよう、滞縄関や医療関係機関との下分に運携するとともに、答種医療動成制度の適能な給付や支給を行い、医療受診に対する費用負担の軽減を図ります。

くたいてき との く 具体的な取組み	たんとう か 担 <b>当</b> 課
が中学校において、健康診断や保健指導の実施とともに、字どものでの変化に気づき対応できるよう努めます。	がっこうきょういくか
特定健診及び特定保健指導、健康相談等を通じて障がいの原因となる疾病の 多防盤びに草丸発覚、草丸治療に発めます。	健康福祉セン ター
議演祭等を通じて、ストレスや心の健康に対する症しい知識の普及等に努めるとともに、身近な場所で気軽に相談できる環境づくりを進めます。	しょう <b>障がい</b> 福祉課
「乳 幼児健康診査の充実を図るとともに、健診事後フォロー教室『にこにこ教室』を実施します。	健康福祉セン ター
発達の気になる字等の草崩発見及び草崩支援に向け、幼児教育施設の巡回 影問や加配保育士の配置、小学や学校への臨床が埋土の派遣などを実施します。	子育で支援課 健康福祉センター 障がい福祉課 学校教育課
「すこやか積談(総合積談)整合」、乳効点健診、積談機関、医療機関、 学校等との連携のもと、発達支援システムを構築し、保護者への支援の発実 等とともに円滑で切れ首のない支援に努めます。	健康福祉セン ター
首立支援医療、重度心身障害者(児)医療費助散制度について、医療機 関と運携しながら周気に努めるとともに、適切な利用を促進します。	障がい福祉課
八・金質保健院と連携し、難病の形に対する円滑な福祉サービスの利用へとつ ながるよう支援に努めます。	障がい福祉課
医療型日中一時支援事業等を通じて、介護者の負担軽減に努めます。	障がい福祉課

#### ました。 基本施策(6)防災・防犯対策の充実

障がいのある人が追遠社会において、安全に安心して生活することができるよう、災害に強い 追遠づくりを推進するとともに、台嵐や追震等の災害発生時における障がい特性に配慮した情報提供や避難支援など防災対策等に取り組みます。

また障がいのある人が犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策に取り組みます。

真体的な散組み	たんとう か 担 <b>当</b> 課
「岩道市地域防災計画」に基づき地域住民、関係機関との連携による避難誘導体制の確立、防災訓練の実施など災害に強い地域づくりを進めます。	ほうさいき きかんり か 防災危機管理課
障がいのある人が、繁急時に対する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速な 行動を起ごすことができるよう、行政、自治会、事業所、消防等が進機 し、障がいの特性に対応した情報伝達学酸(防災メール等)の充実に	防災危機管理課 福祉総務課 消防本部
努めます。	障がい福祉課
	福祉総務課 
障がいのある人が犯罪被害等にあうことが無いように、防犯丸識や無徳 商 法などに対する情報提供を行うとともに、特散、警察、首名会、障がい 者団体、事業所等が進携し、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めま す。	障がい福祉課

#### きほんもくひょう 基本目標2 すべての市民がともに活動する社会

すべての市営が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、撃び、噛き、条暇を 繁しみ、交流を通じて管いに営め合うなど、社会のあらゆる場面でともに活動できる社会をめざ します。

すべての市民がその能力を最大限に発揮し、首己実現を集たしていくことができるように、生活環境のバリアフリー化の推進、インクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、生きがいをもって働くことができる環境の発覚、スポーツ・レクリエーション、文化活動等の発覚に向けた取り組みを進めます。

## 【現状と課題】

#### 〈生活環境について〉

### ◇関係団体アンケート調査結果

● 生活しやすい環境に向け、施設へのエレベーターの設置、バリアフリーのまちづくりを 進めてほしい。

## (交流機会の充実)

### ◇市民アンケート調査結果

- 障がい種別の割合を全体の割合と比較すると、「よく参加する」では「知的障がい」で高くなる一方で、「参加しない」では「精神障がい」及び「難病」で高くなっています。
- 地域社会活動への参加状況を経年前にみると、 学成26年度 (6.7%) と比較して「よく参加する」という回答が 2.0 ポイント低キしています。
- ボランティアなど、障がいのある人と目常的に交流できる機会を増やすことで、マイノリティーへの偏覚をなくし、障がい等に対する症しい理解へつながると思う。

#### ◇関係団体アンケート調査結果

● 大がかりではなく、小さなバザーなど、身近な交流機会を作っていく。

## (療育、保育、教育について)

#### ◇市民アンケート調査結果

- インクルーシブ教育の推進は必要だと思うかをみると、「思う」が63.0%で最も多く、首曲意見にも「学校において、小さいころから思いやるできを含むなど、インクルーシブ教育を進めてもらいたい。」との意見が見られます。
- **輸資** 質がい党が特別支援学校に遥っているが、手話通訳士の派遣をお願いしたい。また子どもの成長にあわせた教育を充実してほしい。

## ☆関係団体アンケート調査結果

- 発達が気になる字について、判断しづらいことが多々あり、等門家に関わって質くが、保護者の承諾をえることが難しい部分がある。どのように適切な支援につなげるか課題である。
- 親に対する理解の促進、保護者に対する支援など、親が気軽に相談できる機関が少ない。
- 発達障がい児や気になる子に対する切れ首のない支援。(保育所・幼稚園→小学校→中学校→高校→就労等)

〈文化芸術、スポーツ・レクリエーションについて〉

#### ◇市民アンケート調査結果

● 高校卒業後の字どもたちがもっと交流や光美した条暇を過ごすことができよう、スポーツ活動等の社会との関わりをつくることができる活動を光美させてほしい。

#### きほんしさく あんぜん あんしん せいかつかんきょう せいび 基本施策(1)安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が地域社会のなかで快適で利便性の篙い目常生活や社会参加を行うことができる環境づくりが大切です。

積極的な社会参加を行うことが、市党の自然な変であることを前提とし誰もが安全で快適な 暮らしを享受できる社会となるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境のバリア フリー化を推進します。

障がいのある人の移動をより容易なものにし、社会参加を促進していくため、外出及び移動 支援の充実を図ります。

真体的な散組み	たんとう か 担当課
ユニバーサルデザインを基本に、公園や学校施設などの整備、改築における	施設管理課
バリアフリー化を進めます。	がきなか。学務課
市営駐車場における障がい者駐車スペースの確保がびにパーキングパー	施設管理課
ミット制度の筒気に努めます。	障がい福祉課
岩道市福祉のまちづくり、素例に基づき、必要箇所への点学ブロックの敷設、 道路バリアフリー化を進めます。また、誰にもでも分かりやすい繁肉素 宗板 の整備に努めます。	新市建設課
福祉タクシー等のニーズ把握を行うとともに、福祉バスや福祉タクシー、リフト待ず輸の発覚に努めます。	障がい福祉課 ちご振興課 か護長寿課
外出、移動支援に関するニーズ把握を行うとともに、相談、単請受付と決定の符別化など事業の充実に努めます。	障がい福祉課
歩道空間や流学ブロック等へバイク、首転道、荷物などを放置しないよう、 福祉のまちづくりにおける「こころのバリアフリー化」に向けた啓発が活動 に取り組みます。	障がい福祉課
障がいのある人が姿心して外出できるよう、「萍縄県バリアフリーマップ」等の周丸、活角促進に努めます。	障がい福祉課

## きほんしさく こうりゅうきかい じゅうじつ 基本施策(2)交流機会の充実

障がいのある人と茤くの市罠が多様な機会を選して交流し、障がいに対する理解を深め、お 置いの登場を尊重することができる環境づくりに取り組みます。また、障がいのある人間上が 葉い、活動の輪を広げ、首分らしく、生活の質を篙めていくことができるよう、勇近な居場所づくりを選めます。

くたいてき とり く 具体的な取組み	たんとう か 担 <b>当</b> 課
地域活動支援センター、障がい者団体、福祉避難所兼ふれあい交流施設・ といいである。	障がい福祉課
「障がい者週間・市民のつどい」等の行事を活用し、障がいのある、なしに関わらず全ての市民が交流を深める機会の充実に努めます。	障がい福祉課
障がいのある市民や団体等のニーズを把握し、答応域の首名公民館や公共 施設の利用状況等を踏まえながら、身近な地域で気軽に集まり、交流できる と場所づくりを進めます。	障がい福祉課
石造島まつりなど、イベントや多様な集まり等において障がいの有無にかかわらず交流できる機会の充実に努めます。	障がい福祉課 る工振興課
障がいのある市党の多様な社会参加を促進していくため、イベント会場等 における障がい者等用駐電場の確保に努めます。	障がい福祉課 る工振興課
障がいに関する理解を促進するための講座を開催し、障がいのある人を支援することができる人材確保に努めます。	障がい福祉課

#### まほん しさく こよう しゅうろう しえん じゅうじつ 基本施策(3)雇用、 就 労支援の 充 実

障がいのある市民が迅遠で質の高い自治した生活を営むためには就発が重要です。働く意数のある障がいのある市民がその適性に応じて能力を干労に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就発支援の充実を図ります。また、一般就発が困難な智に対しては福祉的就発における主貨の向上を図るなど、総合的な支援に取り組みます。その際、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な連携を図ります。

真体的な散組み	たんとう か 担 <b>当</b> 課
電社、教育、医療等から雇用への門滑な移行を推進するため、相談支援事	
業者や就労移行支援事業者、ハローワークハ重山、障がい者就業・生活	障がい福祉課
支護センター等と連携し、職業訓練、職場実習から雇用後の職場定着支	商工振興課
雑まで一賞した支援に努めます。	
相談支援事業所、障がい者就業・生活支援センター、地域活動支援セン	   障がい福祉課
ター等との運携により、障がいのある人の就労相談の充実に努めます。	
障がいのある人の雇用機会の拡大を図るため、就労支援事業者等と連携	
し、民間企業に対する各種制度の周知や障がい者雇用の促進に向けた情	障がい福祉課
報提供等に努めます。	
障がいのある人を雇用している企業の事例紹介など、障がいに配慮した	障がいる。
簡うではいいでは、はいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ではうこうしんこう か 育工振興課
市内の障がい者就労支援施設等における販売物品およびサービスに関する	
情報提供等を行い、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優	障がい福祉課
光調達の推進に努めます。	
農業分野と福祉分野の課題を踏まえた上で、農家の人手不足の解消と障が	しゅうがいるんが たいることが になった。
いのある市営の効用創出という教育のメリットにつながる農福連携に取り組	障力が循位課     ®うせいけいざいか   農政経済課
みます。	辰 <b>以</b> 稅済誄
一般を業での就労が困難な障がいのある人についても、福祉的就労の場	「 。 障がいる が記される が記述課
の確保並びに工賃の向上に努めます。	呼 かい価値謀

## きほんしさく りょういく ほいくきょういくかんきょう じゅうじつ 基本施策(4)療育、保育教育環境の充実

障がいのある子どもが、一人ひとりの「大きだった」に応じて、適切で連続性のある発達支援が受けられるよう、発達支援システムの構築を進めます。

障がいのある児童生徒及び保護者の意向を考慮した主で、個々の能力や可能性を最大限に伸ばしていくため、一人ひとりのニーズに素軟に対応し、各連的な配慮や必要な支援を受けながら挙ぶことができる環境づくりに取り組みます。

真体的な散組み	たんとう か 担 <b>当</b> 課
(英掲) 発達の気になる字等の草崩発覚笈び草崩支援に向け、幼児教育施設の巡問 野問や加配保脊土の配置、小草学校への臨床心理士の派遣などを実施します。	字
(黄鴇) 「すこやか相談 (総合相談) 窓首」、乳勃克健診、相談機関、医療機関、 學校等との進携のもと、発達支援システムを構築し、円滑で切れ首のない支援に努めます。	健康福祉セン ター
特別に支援を愛する幼児・児童・生徒への値別対応と等門的笠場から支援するため、必要に応じて答学校に鑑成が増上・字脊で相談賞等を派遣します。	がっこうきょういくか 学校教育課
巡過アドバイザー笈び等門家チームの支援を通じて、障がいのある字どもと障がいのない字どもが、合理的な配慮等を受けながら共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築を図ります。	ができずが、
個々の障がいの状況を総合的に踏まえ、本人や保護者の意向等を考慮し保 育所(園)、幼稚園、小中学校での受け入れに努めます。	三 子育て支援課 が2こうきょういくか 学校教育課
個々のニーズに適切に対応できるよう、研修。または連絡会等を通じて保管 士、教賞等の資質の同じできるます。	字育て支援課 からできますいとか 学校教育課
特別支援学校と運携し、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒との交流を選して違いを認めお互いを理解しあう機会の充実を図ります。	かこうきょういくか 学校教育課

## まほん し さく ぶん か げいじゅつ かつどう そくしん 基本施策(5)文化芸 術 、スポーツ・レクリエーション活動の促進

障がいのある人が文化、芸術活動への参加を通じて、生活を雙かにするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。また、スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康づくり、受流や条暇の光美等を図ります。

真体的な散組み	たんとう か 担当課
「障がいのある人が気軽に参加できる環境づくりの <sup>いっ</sup> 環として、スポーツ大	
一	障がい福祉課
機会の拡充に努めます。	
障がいのある人が、多様な文化芸術活動に参加することができるよう、コ	<sup>しょう</sup> がいるとしか 障がい福祉課
ミュニケーション支援の充実に努めます。	厚りい桶位味
障がい者スポーツ大会と障がい者美術一般について近く市党に関すると	しょう 障がい福祉課
ともに、	焯 75.0 V便供跌
障がい著尚けの競技団体の脊髄を図るとともに、競技の競技団体や総合塑	<sub>こうりゅう か</sub> スポーツ交 流 課
スポーツクラブ等における障がい者の参加をでしていきます。	スホーツ父 流 謀
パラスポーツアスリートとの交流など、障がい者スポーツの普及、取り組	<sub>こうりゅう か</sub> スポーツ交 流 課
み支援に努めます。	スホーツ父 流 謀
🎏 がいのある人も参加しやすいニュースポーツの普及。など、スポーツ・レ	
クリエーション活動メニューの充実を図るとともに、地域の文化芸術活動	障がい福祉課
に参加しやすい環境づくりに努めます。	
施設のバリアフリー化など、障がいのある人が利用しやすい環境整備に発	しせつかんりか 施設管理課
めます。	<b>旭</b> 或官理議

# き ほんもくひょう し みん じ りっ しゃかい 基本目 標 3 すべての市民がともに自立する社会

すべての市営が自分らしい生き芳を実現していくため、障がいのある市営が必要な支援を受けながら、質らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体であることを踏まえ、障がいの程度や状況に満じて自立できる仕組みづくりが必要です。

産み慣れた地域で生活の質を嵩めながら、首立した社会生活を当むことができるよう、一人ひとりの状況に認じた相談対応、全まいの確保、福祉人材の脊散・確保、きめ編かな個別支援計

「新に集づく福祉サービス提供体制の発覚を関ります。

#### 【現状と課題】

く相談支援について〉

#### ☆はいだんたい ◇関係団体アンケート調査結果

● 箱談支援賞の心のケアなど、箱談支援賞が愛心して働き続けることができる支援を 検討してほしい。

#### 〈福祉サービスについて〉

#### ◇市民アンケート調査結果

- 障害支援区分の認定をみると、「受けていない」が67.8%で最も多く、次いで「区分2」及び「区分3」が同率の2.7%、「区分6」の2.4%、「区分5」の2.2%等となっています。 障害支援区分の認定を受けている割合は、 回答者の13.1%となっています。
- 『サービスを利用して不便なことや菌ったこと』の第1位は「菌ったことは特にない」の39.9%、第2位は「どこでサービスを利用すれば良いのかわからなかった」の12.6%、第3位は「利用手続きが大変、手続きが分かりにくく、時間がかかる」の12.2%、第4位は「利用したいサービスが利用できなかった」の10.9%、第5位は「サービスを提供する職貨の対応が不適切だった」の8.0%となっています。

#### ◇関係団体アンケート調査結果

親亡き後の自立を受えるため、グループホームを増やしてほしい。

#### 〈住まいについて〉

#### ◇関係団体アンケート調査結果

## 〈経済的自立の支援〉

● 障がい岩が地域で自立するために重要な施策として、「経済的支援の充実」は 28.4%を占めています。

# きほんしさく そうだんしえんたいせい かくじゅう 基本施策(1)相談支援体制の拡充

障がいのある人の社会的活動や質の高い自立生活の継続を支援するため、教育、福祉や保健・ 医療から就労支援など、多岐にわたるニーズに対し、適切に対応することができる等的性の高い相談支援体制の充実に努めます。

真体的な散組み	たんとう か 担当課
障がいのある人が生活の様常な脳みや菌りごと等について、孤立することなく気軽に相談できよう、相談窓口や相談内容等に関する周知徹底に努めます。	障がい福祉課
基幹有談支援センター、有談支援事業所、関係機関及び自立支援協議会の 有談支援部会等と連携し、障がいの特性や一人ひとりが抱えるニーズに対応 できる相談支援の充実に努めます。	障がい福祉課

# 基本施策(2)福祉サービスの拡充

障がいのある人が、必要なサービスを利用し自立していくことを支援していくため、相談支援による利用意向を踏まえ、適切なサービスを提供していくことができるように障がい着社サービスの光覚を図ります。

真体的な取組み	担当課
障がいのある人が値向の状況等に能じ、必要な障がい福祉サービスを置 体的に選択し利用できるよう、障がいのある人のニーズ把握並びに急患決定 支援に努めます。	障がい福祉課
障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、障がいのある市民の生活を支える福祉サービス量の見込みとサービス基盤の確保量びにサービスの質の向上に多めます。	障がい福祉課

で たいてき ないよう だい しょう だい きしょうがいかく しけいかく だい きしょうがい じゅくし けいかく さんしょう ※具体的な内容については、「第4章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を参照

#### まほんしさく 基本施策(3)住まいの確保

障がいのある人が追還で安全、安心して暮らしいくことができる生活環境の実現を図るため、市営住宅におけるバリアフリー化、障がい福祉施設から追還生活への移行を受えるグループホームの確保など、障がい特性に応じた住まいの確保に努めます。

真体的な取組み	担当課
・	障がい福祉課 都市建設課
市営住宅については、障がいのある人への優先的選考(抽選時の配慮)を 行います。	施設管理課
できたかい。 住宅改修に関する助成制度の周知を図り、自立した地域生活の継続を支援 します。	障がい福祉課
障害福祉計画に基づき、グループホームの整備を促進を図ります。	障がい福祉課
できたいきだりを変す。 できたいできた。 できたいのある人の民間できたへのいきを支 接します。	障がい福祉課

# 基本施策(4)福祉人材の育成・確保

障がいのある人の人権と権利を尊重し、利用者常位の福祉サービスを提供していくためには、等門協知識を備え、障がいのある人及びその家族等の生活の質を高めることができる人材 管説が必要です。

そのため、関係機関等との連携による研修会等を通じた資質の同じ並びにボランティアを含む人材の確保に向けた取り組みを進めます。

真体的な散組み	担当課
障がい糧別や状況に脳じた適切な支援を行うため、稍談支援において監 策心強士や経営福祉士など等削職の配置に努めます。	障がい福祉課
事業者や関係機関等と準携し、研修やセミナー等を通じた福祉人材の資質の同じに取り組みます。	障がい福祉課
が守学校における福祉体験学習の発覚を図るため、学校からの依賴に添えることができる人物確保に努めます。	障がい福祉課

#### まほんしさく けいざいてき しえん すいしん 基本施策(5)経済的支援の推進

障がいのある人の経済的な負担を軽減していくため、各種制度の関う免益でに競技の各種手質、 助散制度の経済支援を実施します。

また、受給対象となる労が適能な受給や給付を受けることができる関丸活動の一層の発覚を図るとともに、給付や受給に関わる説明を丁寧にわかりやすく伝えるための工美に努めます。

真体的な散組み	たんとう か 担 <b>当課</b>
特別障がい著手当や自立支援医療については、市のホームページや広報への掲載、医療機関と協力するなど制度の周知に努めます。	障がい福祉課
重度心身障害者(児) 医療費の助散制度については、答耀手帳の単請・ 交付時に含わせて繁的を行うとともに、単請手続きの改善を図るなど、利用 者の負担軽減に努めます。	障がい福祉課

# だい しょう だい きしょうがいふく しけいかくおよ だい きしょうがい じふく しけいかく 第4章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

#### くに きほんてき かんがぇ かた 1. 国の基本的な 考 え方

国の基本指針に基づき、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考えが、から、 では、 では、 では、 では、 では、 できる。 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方を以下に整理します。

# しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく きほんりねん(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本理念

- ① **障がい者等の自己決定の**尊 重 と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- まいききょうせいしゃかい じつげん む け とりくみ 地域 共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

# (2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般 就 労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

# (3) 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- \* 相談支援体制の充実・強化等
- 福祉施設から一般 就 労への移行等
- ・ 発達 障 がい者等支援の一層の 充 実
- じょうがいじつうしょし えんなど ちいき しえんだいせい せいび障 害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 障がい福祉サービス等の質の向上

# だい きしょうがいふく しけいかく だい きしょうがい じふく しけいかく ひょう か 2.~~ 第 5 期 障 害福祉計画・第 1 期 障 害児福祉計画の 評 価

第5期障がい福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標等について、令和元年度実績をもとに達成状況の評価を行います。

#### (1) 成果目標に基づく評価

#### ①福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28年度の施設入所者数(87人)を基準に、令和2年度における施設入所者数を100人(13人増)、地域移行数2人(地域移行目標2.3%)が目標として設定されていました。令和元年度の施設入所数は88人で1人の増加となっています。地域移行数は4人、移行者数は目標の倍となっています。

#### ■福祉施設入所者の地域生活への移行

	基準年 (H28年度末)	目標年 (R2年度末)	R 1年実績	達成率
施設入所者数	87 人	100 人	88 人	
削減見込み目標値		-13 人		
地域移行目標数		2 人	4 人	
H28年度から地域移行する目標割合		2. 3%	4. 6%	200.0%

#### ②地域生活に関する支援について

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、令和2年度末までの「保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」が目標として位置づけられており、令和元年度末時点では未設置となっています。

地域生活支援拠点等についても令和2年度末までの設置が目標として位置づけられており、令 和元年度末時点では未設置となっています。

#### ■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	目標年 (R2年度末)	R 1年実績	達成率
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和2年度末 までに設置	未設置	_

#### ■地域生活支援拠点等の整備

	目標年 (R2年度末)	R 1年実績	達成率
地域生活支援拠点または居住支援の機能を備えた複数事業所・ 機関による面的体制の整備	令和2年度末 までに設置	未設置	_

#### ③福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への年間移行者数は、平成28年度の2人に対して令和2年度末の3人が目標となっています。令和元年度の実績は10人と目標を大きく上回っています。

就労に関する達成率は、概ね目標値以上となっています。

#### ■福祉施設から一般就労への移行等

	基準年 (H28年度末)	目標年 (R2年度末)	R 1年実績	達成率
年間の一般就労移行者数	2 人	3 人	10 人	
H28実績値からの伸び		1.5 倍	3.3 倍	222%
障害者就労移行支援事業所の利用者数	1 人	5 人	4 人	
H28実績値からの伸び		5 倍	4 倍	80%
	基準年 (H27年度末)	目標年 (R2年度末)	R 1年実績	達成率
管内(市内)就労移行支援事業所数	2 か所	1 か所	1 か所	
就労移行率が3割以上の事業所数	0 か所	1 か所	1 か所	100%
就労移行率3割以上の事業所が全体に占める割合		100%	100%	100%
就労定着支援利用見込み者数		10 人	9 人	90%
職場定着人数		5 人	6 人	120%
支援開始から1年後の職場定着率		50%	67%	134%

#### 4)障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援に係る体制の充実を図るため、児童発達支援センターを令和2年度中に設置することを目標としており、令和元年度においては未設置となっています。

「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」、「主な重症心身障害児を支援する児童発達支援 事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、「医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい 福祉、保健、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置」については、達成済みと なっています。

#### ■障害児支援の提供体制の整備等

	目標年 (R2年度末)	R 1年実績	達成率
児童発達支援センターの設置	1か所設置	未設置	
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	H29年度 より実施	構築済み	100%
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後 等デイサービス事業所の確保	R2年度 までに確保	確保済み	100%
医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等 の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	H30までに 設置	設置済み	100%

#### (2) 障がい福祉サービスの見込量と実績値

#### ①訪問系サービス

訪問系サービスの計画期間の利用量の実績値は、見込の 28%~152%となっており、「重度訪問介護」は、実績値が見込みを上回っています。「重度障害者等包括支援」の利用は見込んでおらず、実績はあがっていません。

■訪問系サービス

■訪问系サービス								
			平成30年度		令和元年度		生度 生	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	
居宅介護	見込量	126	2, 091	125	2, 075	123	2, 041	
	実績値	100	1, 838	95	1, 704	100	1, 800	
	充足率	79. 4%	87. 9%	76.0%	82. 1%	81. 3%	88. 2%	
重度訪問介護	見込量	3	1, 411	3	1, 411	3	1, 411	
	実績値	4	1, 453	6	2, 153	6	2, 150	
	充足率	133. 3%	103.0%	200.0%	152. 6%	200.0%	152. 4%	
行動援護	見込量	8	360	9	405	10	450	
	実績値	6	343	5	116	6	230	
	充足率	75. 0%	95. 3%	55.6%	28.6%	60.0%	51. 1%	
同行援護	見込量	4	124	4	124	4	124	
	実績値	5	60	4	89	4	85	
	充足率	125. 0%	48. 4%	100.0%	71.8%	100.0%	68. 5%	
重度障害者等包括支援	見込量	0	0	0	0	0	0	
	実績値	0	0	0	0	0	0	
	充足率	_	-	_	-	_	_	

#### ②日中活動系サービス

日中活動系サービスのうち、「自立訓練(生活訓練)」の利用量は、見込に対して半分以下の実績となる一方、「自立訓練(生活訓練)」は利用を見込まない中、期間中 1 人が利用しています。「就労移行支援」は、実績が見込みを上回るものの、その他サービスは見込みと実績に大きな乖離は見られません。

■日中活動系サービス

		平成30年度		令和え		令和2	生度
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
生活介護	見込量	134	3, 082	134	3, 082	134	3, 082
	実績値	122	2, 366		2, 401	121	2, 178
	充足率	91.0%	76.8%	89.6%	77. 9%	90. 3%	70. 7%
自立訓練(機能訓練)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	1	21	1	23	1	22
	充足率	_	-	_	-	_	_
自立訓練(生活訓練)	見込量	30	690	35	805	40	920
	実績値	26	265	19	218	22	225
	充足率	86. 7%	38. 4%	54. 3%	27. 1%	55. 0%	24. 5%
就労移行支援	見込量	10	115	10	115	10	115
	実績値	19	356	8	159	10	200
	充足率	190. 0%	309.6%	80.0%	138. 3%	100.0%	173. 9%
就労継続支援A型	見込量	110	2, 530	120	2, 760	130	2, 990
	実績値	79	1, 490	78	1, 461	80	1, 510
	充足率	71. 8%	58. 9%	65.0%	52. 9%	61. 5%	50. 5%
就労継続支援B型	見込量	165	3, 795	170	3, 910	175	4, 025
	実績値	182	3, 490	194	3, 630	195	3, 705
	充足率	110. 3%	92.0%	114. 1%	92. 8%	111. 4%	92.0%
就労定着支援	見込量	10	_	15	_	15	_
	実績値	0	_	0	-	0	_
	充足率	0.0%	_	0.0%	_	0.0%	_
療養介護	見込量	9	-	9	_	9	_
	実績値	9	-	9	-	9	_
	充足率	100.0%	_	100.0%	-	100.0%	-
短期入所	見込量	20	250	30	320	30	320
	実績値	17	274	19	254	18	270
	充足率	85. 0%	109.6%	63.3%	79. 4%	60.0%	84. 4%

#### ③居住系サービス

「施設入所支援」は見込みより実績が下回っています。「共同生活援助(グループホーム)」については、見込に対して徐々に利用が増えており、平成 30 年度から始まった「自立生活援助」については、実績がみられません。

#### ■居住系サービス

		平成3	0年度	令和え	定年度	令和2	年度
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
自立生活援助	見込量	10	_	10	_	10	1
	実績値	0	-	0	_	0	
	充足率	0. 0%	_	0.0%	_	0.0%	_
共同生活援助	見込量	50	_	55	_	60	1
(グループホーム)	実績値	25	-	22	-	45	-
	充足率	50.0%	_	40.0%	-	75. 0%	1
施設入所支援	見込量	100	_	100	_	100	_
	実績値	88	_	88	_	88	
	充足率	88. 0%	_	88.0%	_	88. 0%	_

#### ④相談支援サービス等

「計画相談支援」について、見込みと実績に大きな開きはみられません。「地域定着支援」と「地域移行支援」の利用は見られません。

#### ■相談支援サービス等

■怕談又抜り「ころ守							
		平成3	0年度	令和え	ī年度	令和2	生度
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
計画相談支援	見込量	147	_	163	_	181	_
	実績値	120	-	153	-	150	-
	充足率	81. 6%	-	93.9%	-	82. 9%	_
地域移行支援	見込量	1	-	1	-	1	_
	実績値	0	_	0	_	0	-
	充足率	0.0%	_	0.0%	ı	0.0%	_
地域定着支援	見込量	1	_	1	-	1	_
	実績値	0	_	0	_	0	_
	充足率	0.0%	_	0.0%	_	0.0%	_

#### ⑤障害児サービス

障害児サービス利用量は、見込より実績が下回っています。

#### ■障がい児サービス

■陸がい元り一しへ							
		平成3	0年度	令和え	元年度	令和2	生度 二
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	見込量	56	1, 014		1, 166	76	1, 328
	実績値	46	484	42	406	40	457
	充足率	82. 1%	47. 7%	63.6%	34. 8%	52. 6%	34. 4%
医療型児童発達支援	見込量	0	0	0	0	3	36
	実績値	0	0	0	0	0	0
	充足率	_	I	_	-	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	見込量	196	4, 224		4, 434	216	4, 644
	実績値	106	1, 466	120	1, 488	120	1, 500
	充足率	54. 1%	34. 7%	58. 3%	33. 6%	55. 6%	32. 3%
保育所等訪問支援	見込量	10	10	20	20	30	30
	実績値	5	5	1	1	2	4
	充足率	50.0%	50.0%	5.0%	5.0%	6. 7%	13. 3%
居宅訪問型児童発達支援	見込量	0	0	0	0	4	_
	実績値	0	0	0	0	0	-
	充足率	_	I	_	-	0.0%	_
障害児相談支援	見込量	56	-	62	_	68	_
	実績値	51	_	45	_	47	_
	充足率	91. 1%	_	72.6%	_	69. 1%	_

#### (3) 地域生活支援事業の見込量と実績値

地域生活支援事業の各事業については、概ね計画通りの実施となっています。

第5期障害福祉計画におけ	ける地域生	活支援事業	業の見込み	・量及び実績	績			
			平成3	0年度	令和方	元年度	令和2	2年度
			実施回数	利用者数	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数
理解促進研修・啓発事業	単位	見込量	1	700	1	700	1	700
	回、人	実績値	1	700	1	950	1	700
		充足率	100.0%	100.0%	100.0%	135. 7%	100.0%	100.0%
				0年度	令和为			年度
	1 1 1 1		実施箇所	利用者数	実施箇所		実施箇所	
自発的活動支援事業	単位	見込量	1	40	]	40	1	40
	箇所、人	実績値	100.0%	25	100.00/	24	100.00/	25
		充足率	100.0%	62. 5%	100.0%	60.0%	100. 0%	62. 5%
Γ			T 可成?	0年度	令和力	- 年度	令和2	)在由
			<u> </u>	0千戊	箇所	1十戊	<u> </u>	一件及
	単位	見込量	<u>国加</u>		<u></u> 自加		<u>国初</u>	
	章 位   箇所	実績値	4		3		3	
	四加	充足率					0	
		/u~-T			<u> </u>			
			平成3	0年度	令和元	亡年度	令和2	2年度
			箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
基幹支援センター	単位	見込量	1	13715	1	13716 - 271	1	13716 1 22
	箇所	実績値	1	103	1	157	2	160
		充足率	100.0%		100.0%		200.0%	
				0年度	令和方	元年度	令和2	2年度
			実施箇所		実施箇所		実施箇所	
基幹相談支援センター等 機能強化事業	単位	見込量	1		1		1	
	箇所	実績値	1		1		1	
		充足率						
				0年度	令和为		令和2	
			実施箇所	利用者数	実施箇所		実施箇所	
住宅入居等支援事業	単位	見込量	1	25	1	25	1	25
	箇所	実績値	100.00	23	100.00	1/	100.00	25
		充足率	100.0%	92. 0%	100.0%	68. 0%	100.0%	100.0%
			T (#2)	0年度	<b>∆</b> 4⊓-	元年度	<b>△</b> 4⊓′	2年度
			十八八	0牛皮	ᄁᄱᄼ	1十尺		4中皮
成年後見制度利用支援事業	畄位	見込量	1		1		1	
次平区元间及刊 <b>加</b> 文版手术	人	実績値	1		3		3	
		充足率	100.0%		300.0%		300.0%	
	•							
			平成3	0年度	令和方	元年度	令和2	2年度
			件		件		件	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		見込量	440		440		440	
	件	実績値	364		323		440	
		充足率	82. 7%		73. 4%		100.0%	
			1 <del>11 11</del> 0	0左座 「	人纪	二左皮	人 壬= /	)左座
			平成3	0年度	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	元年度	令和2	2年度
<b>工</b>	出法	日江早	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		人		人	
手話通訳者設置事業	単位	見込量	2		<u>2</u> 2		2	
	人	<u>実績値</u> 充足率	100.0%		100.0%		100.0%	
	l	兀疋平	100.0%		100.0%		100.0%	

- 44 (1	·	- ^^ /	1 Arte - 1114
日宮生	洁用」	具給作	等事業

			平成3	0年度	令和元	元年度	令和2	2年度
			件		件		件	
介護・訓練支援用具	単位	見込量	4		4		4	
	件	実績値	2		0		4	
		充足率	50.0%		0.0%		100.0%	

			平成3	0年度	令和为	元年度	令和2	年度
			件		件		件	
自立生活支援用具	単位	見込量	12		12		12	
	件	実績値	37		8		12	
		充足率	308. 3%		66. 7%		100.0%	

			平成3	0年度	令和元	元年度	令和2	2年度
			件		件		件	
在宅療養等支援用具	単位	見込量	8		8		8	
	件	実績値	5		6		8	
		充足率	62. 5%		75. 0%		100.0%	

			平成3	0年度	令和为	元年度	令和2	2年度
			件		件		件	
情報・意思疎通支援用具	単位	見込量	44		44		44	
	件	実績値	41		19		32	
		充足率	93. 2%		43. 2%		72. 7%	

			平成3	0年度	令和元	元年度	令和2	年度
			件		件		件	
排泄管理支援用具	単位	見込量	620		620		620	
	件	実績値	981		686		620	
		充足率	158. 2%		110.6%		100.0%	

			平成3	0年度	令和力	元年度	令和2	2年度
			件		件		件	
居宅生活動作補助用具	単位	見込量	1		1		1	
(住宅改修)	件	実績値	0		0		2	
		充足率	0.0%		0. 0%		200.0%	

			平成3	0年度	令和元	年度		年度
			受講者	登録者	受講者	登録者	受講者	登録者
手話奉仕員養成研修事業	単位	見込量	13	(11)	13	(2)	13	(11)
	人	実績値	0		19	(8)	13	(11)
		充足率	0.0%	0.0%	146. 2%	400.0%	100.0%	100.0%

				平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	
移動支援事業	単位	見込量	53	2, 380	54	2, 420	55	2, 460	
	人、時間	実績値	51	303	45	256	46	265	
		充足率	96. 2%	12. 7%	83. 3%	10. 6%	83.6%	10.8%	

			平成3	0年度	令和为	元年度	令和2	2年度
			事業箇所	利用者数	事業箇所	利用者数	事業箇所	利用者数
地域活動支援センター		見込量	1	110	1	105	1	100
		実績値	1	85	1	71	1	100
		充足率	100.0%	77. 3%	100.0%	67. 6%	100.0%	100.0%

第5期障害福祉計画におけ	る地域生	活支援事業	業(仟意事	業)の見	込み量及し	(実績		
	<u> </u>		平成3			元年度	令和:	2年度
				利用者数		利用者数	実施箇所	
福祉機器リサイクル事業	単位	見込量	1	10	1	10	1	10
	回、人	実績値	1	19	1	19	1	10
		充足率	100.0%	190.0%	100.0%	190.0%	100.0%	100.0%
		,,,,,		, ,				
			平成3	0年度	令和:	元年度	令和:	2年度
				利用者数			実施箇所	
日中一時支援事業	単位	見込量	8	16	8		8	20
	箇所、人		8	16	8		8	20
		充足率	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%
		70 <i>7</i> C-	100.070	100.070	100.070	00.070	100.070	100.070
			平成3	0年度	令和:	元年度	<b>介和</b> :	2年度
					訪問箇所		訪問箇所	
巡回支援専門員整備事業	単位	見込量	14	65	<del>加四回</del> 加		16	73
是四 <b>人</b> 版寺门员正幅事术	箇所	実績値	11	50			16	73
	回加	充足率	78. 6%	76. 9%	86. 7%		100.0%	100.0%
		ルベモ	70.0/0	7 U. J/0	JU. 1/0	101.4/0	100.0/0	100.0/0
			平成3	0年度	今和-	元年度	今和'	2年度
				利用者数			実施箇所	
スポーツ・レクリエーション	単位	見込量	大心回历	200	大心固闭	200	大心固闭	200
教室開催等事業	童 箇所	実績値	1	276	1	325	1	200
<b>教主册惟寺事未</b>	间加	充足率	100.0%	138.0%	100.0%		100.0%	100.0%
		儿足平	100.0%	130.0%	100.0%	10Z. J/0	100.0%	100.0%
			平成3	0年度	△和:	元年度	△和:	2年度
				利用者数		利用者数	実施箇所	
文化芸術活動振興事業	単位	見込量	天心固別	80	天心固別	<u>利用日数</u> 80	天心固別	<u>利用有数</u> 80
<b>人儿云削</b> 冶	<u>単位</u> 箇所	実績値	1	86	1	81	1	80
	回り	充足率	100.0%	107. 5%	100.0%		100.0%	100.0%
		儿足平	100.0%	107.3%	100.0%	101.3%	100.0%	100.0%
			平成3	0年度	△和-	元年度	○和:	2年度
			実施箇所	0十尺	実施箇所		実施箇所	<u>4                                    </u>
点字・声の広報等発行事業	単位	見込量	大心间的		大心间的		大心间的	
	童 箇所	実績値	1		1		1	
	间加	充足率	100.0%		100.0%		100.0%	
		九疋平	100.0/0		100.0/0		100.0/0	
			平成3	0年度	全和-	元年度	今和'	2年度
					実施箇所	<u>11年及</u>		
	畄位	見込量	大心回历	<u> 文冊日                                   </u>	大心回历	<del>文碑日数</del> 5	大心回历	<del>文碑日数</del> 5
文制学品学位员及次列停事术	<del>+</del> <del> </del>	実績値	<del> </del>	3	0		0	0
	^	充足率	100.0%	42. 9%		·	V	_
		ルベー	100.0/0	72.0/0	0.0/0	0.0/0	0.0/0	0.0/0
			平成3	0年度	今和-	元年度	会和"	2年度
			件	V + 1X	件		件	/X
自動車運転免許取得・改造	単位	見込量	2		2		2	
助成事業	件	実績値	0		1		1	
50%于人	11	充足率	0.0%		50.0%		50.0%	
		767CT	0.0/0		JU. 0/0	I.	JU. 0/0	1
			平成3	0年度	今和-	元年度	今和'	2年度
1					実施箇所			
更生訓練費給付事業	単位	見込量	大心回川	<del>如而但                                    </del>	<u>大心的別</u>	<del>加加祖國</del> 240	<u>大心的別</u>	<del>和加田                                    </del>
火工则怀良帕门节木	人	実績値	0	0	0		0	0
	^	<u>天限</u> 但 充足率	0.0%	0.0%	·	·		
	•	ルルギ	u. U%	U. U%	ı U.U%	ı U.U%	ı U.U%	. (/ 1,7/1)

# th か もくひょう せってい れいわ ねん どまつ もくひょう 3. 成果目標の設定(令和5年度末の目標)

# (1)施設入所者の地域生活への移行

# きほんししん

・地域移行者数:令和元年度末施設入所者の6%以上

しせつにゅうしょしゃすう れい わがんねん どまっ ・ 施設 入 所者数:令和元年度末の1.6%以上削減

施設、デージャを養は、電産管がいのある人の夜間における目常生活の場としてニーズの高いサービスですが、石造市内の気が施設は常に満床、状態が続いており、特機者も常にいる状態です。地域移行を図るためには、グループホームが電量な役割となりますが、市内のグループホームもわずかに出た空きもすぐに埋まってしまう現状にあります。 程管生活の継続が困難な人を受け入れる住まいの場の確保を図るため、グループホームの整備促進を図りますが、介護負担及び家族(介護者)の高齢化を理由とする特機者が減らない状況にあります。 現在、実施している保管気に対する接事業を推進し、住まい確保が難しい障がい者への支援も図ります。

#### ■右垣市における目標値

事 項	数	直	備考
現入所者数(A)	88 人		令和元年度末(R2.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	88 人		令和5年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	0人	0%	C=A-B=E-D (国指針:目標1.6%以上削減)
新規入所者数(D)	12 人		令和3年~令和5年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	12 人		令和3年~令和5年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	6 人	7%	(E)のうち、地域移行目標者(国指針:目標 6 %以上移行)

# さくげん みこ すうおよ ちいきい こうしゃすうせってい こんきょ かんが かた 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠 (考え方)

- 現入所者数88 人は施設入所支援の利用者数
- 新規入所者数12 人=年4 人×3ヶ年
- 退所者数12 人= 44 人×3 5年
- 地域移行数6 人= 2 人×3ヶ年 (グループホーム利用による移行を想定)

# せいしんしょうがい たいおう ち いきほうかつ こうちく (2) 精神 障 害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、障がい者自立支援協議会の住まい・地域移行支援部会を活用し、令和3年度に設置します。

事 項		回数又は人数				
<b> </b>	令和3年	令和4年	令和5年			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2	2	2			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	9	9	9			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2	2	2			

# ちいきせいかつし えんきょてんなど ゆう きのう じゅうじっ(3)地域生活支援拠点等が有する機能の 充実

#### 〈基本指針〉

・各市町村及び各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充 ・各市町村及び各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充 たっ ねんいっかいい じょううんようじょうきょう けんしょうおよ けんとう 実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援が気について、石造市における複数の機関が分担して機能を担うこと(葡萄整備型)で、名和3年度での整備を自指します。

事 項	回数				
争 垻	令和3年	令和4年	令和5年		
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	1	1	1		

# (4) 福祉施設から一般 就 労への移行等

## (基本指針)

- \*や 5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数を令和元年度実績の1.27倍以上
- \*\*\*・ 令和 5 年度末の 就 労移行支援事業 所の一般 就 労への移行を令和元年度末の 1.3倍以上 (30%以上)
- ・ 令和 5 年度末の 就 労継続支援 A型から一般 就 労への移行を令和元年度末の 1.26倍以 上 (26%以上)
- \* ・ 令和 5 年度末の 就 労継続支援 B型から一般 就 労への移行を令和元年度末の 1.23倍以 上 (23%以上)

岩道市障がい著首立支援協議会就勞支援部会並びに八重面圏域障害者首立支援運絡会議 就勞部会の場を活用して、就勞に係る関係機関と障がい者の一般就勞や定着支援についての 企業の理解促進、定着支援に向けて運携に向けて取り組みます。

一般 就 労へ 向けて、 就 労支援事業 所と 意見 交換を 図り、 実践 弱な 就 労支援 や 企業 側 の 希望 を踏まえた 散組 につなげていけるよう 取り組みます。

#### ア 福祉施設から一般就労への移行者数

事 項	数	値	備考
令和元年度の年間一般就労移行者数	10 人		令和元年度において就労移行支援事業所等を通じて、、一般就労した者の数
目標年度(令和5年度) における年間一般就労移行者数	15 人	1.50倍	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針:令和元年度実績の1.27倍以上)

#### イ 令和5年度末における就労移行支援事業の移行者数

事 項	数	値	備考
令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数	4 人		令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末) における一般就労への移行者 数	6 人	1.50倍	令和 5 年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和元年度末の1.3倍以上(30%以上)の増加)

#### ウ 令和5年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

事 項	数	値	備考
令和元年度末の就労継続支援A型から一般就労への移行 者数	6 人		令和元年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末) における一般就労への移行者 数	8人	1. 33倍	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和元年度末の1.26倍以上(26%以上)の増加)

#### エ 令和5年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

事 項	数 値	備考
令和元年度末の就労継続支援B型から一般就労への移行 者数	0 人	令和元年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末) における一般就労への移行者 数	1人	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和元年度末の1.23倍以上(23%以上)の増加)

#### オ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	数值	備考				
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	0 人	国指針:令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行す る者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。				
令和5年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	1 か所	令和5年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、平成30年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、平成30年度末の事業所数を暫定的に記載すること。 と。				
令和5年度末における就労移行率が八割以上の就労支援 事業所の数	1 か所	国指針: 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の 七割以上				

#### しょう じ し えん ていきょうたいせい せい び など (5) 障 がい児支援の提 供 体制の整備等

# 〈基本指針〉

- ・各市町村に児童発達支援センターを少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

## ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

児童発達支援センター設置に向けて、平成30年度より石造市障がい著自立支援協議会等による協議を行い、平成30年度末にはワーキンググループによる協議を行ってきました。今後も協議を続けセンター設置に向けた事業所との調整等を行い、令和5年度中の整備を自指します。

## ②保育所等訪問支援の充実

平成29年度より保育所等訪問支援(1事業所)が展開されています。今後は、希望する利用 著へ丁寧な対応ができるよう、岩造市障がい著首立支援協議会等において協議を行います。 また、事業所強についても関係機関との連携を図りながら取り組みます。

# ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

董」後心貨障。がい党を支援する党量発達支援事業。所及び版課後等ディサービス事業の確保については、現在、1事業所が受け入れを行っています。しかし、対応可能な設備の確保や等門職人物の確保等の課題はあるため、石造市障がい者首立支援協議会こども部会等を活角し、現状の確認を行い事業の実施に向けて運携を図ります。

## ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

障がい著首立支援協議会こども部会を協議の場と位置付け、平成30年度に設置しています。 また医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、答和5年度でに1人の配置を首指します。

事 項	設置人数	配置時期及び人数		
<u></u> サ	<b>改</b>	令和3年	令和4年	令和5年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1			1

#### ⑤発達 障がい者等に対する支援

発達障がい著等に対する支援に関して、以下の3項首についてや前5年度末の寛込みを設定しています。

事項	数值	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログ ラム等の支援プログラム等の受講者数	20人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム 等の支援プログラム等の実施状況数を勘案し、令和5 年度の受講者数の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	5人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況等の数を勘案し、令和5年度のペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	0人	現状のピアサポートの活動状況等の数を勘案し、令和 5年度の活動への参加数の見込みを設定する。

#### そうだん し えんたいせい じゅうじつ きょう か など (6) 相談支援体制の 充 実・ 強 化等

# きほんししん (基本指針)

- ・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保することを基本とする。
- ・これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。
- ・担い手としては、「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は ・担い手としては、「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は つなぐ機能、他機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心 できたなり、それます。 それます。 これでは、 これがは、 これでは、 これで

岩道市の一般・特定相談支援事業所並びに相談支援等削資は減少傾向にあります。基幹相談支援センターについては「首営で 1 ヶ所設置しており、一会和2 年度からは民間事業所 1 ヶ所へ 委託を行っています。

今後、行政と開催と連携を図りながら、定期開催している積談支援事業所進絡会や岩造市障がい著首立支援協議会相談支援部会を活用し、地域の積談支援体制の強化に向けて取り組んでいきます。

事 項		実施時期	
<b></b>	令和3年	令和4年	令和5年
ア 総合的・専門的な相談支援の実施		0	0
総合的・専門的な相談支援の実施見込み(か所数)	2	2	2
イ 地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	2	2	2
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12

# (7) **障がい福祉サービスの質を向上させるための取組**

# (基本指針)

- ・障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
- ・自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な 遺を続い おこな ない ことがいます できょうしょ かくほ 運営を行っている事業所を確保することが必要

# ①質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

沖縄県が実施する障害福祉サービス等に探る研修等へ毎年度6人の参加を自指します。

事 項	参	加時期及び人	数
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和3年	令和4年	令和5年
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	6	6	6

# ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

請求チェックシステム (オクトパス) で国保運合会のデータをチェックし、過誤分等について事業所等と確認、調整を行い請求の修定を行っています。 年に1 間は事業所等との共省のための場を設けるものとします。

事 項	回数				
尹 垻	令和3年	令和4年	令和5年		
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	1	1	1		

# 4. 障がい福祉サービス等見込み量

#### (1) 訪問系サービス

#### ①居宅介護

## 【見込み量算出の考え方】

利用実績は横ばい傾向にあります。 学和完幹度は利用者が 95 人となっており、第6期では現在の状況を勘繁し、利用公敷を答符5 人強と見込んでいます。また、利用電は1人あたり月18時間利用するものとして資産しています。

			第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		実績	見込	見込	見込	見込	
R 中人#	利用者数	95	100	105	110	115	
居宅介護	利用量	1, 704	1, 800	1, 890	1, 980	2, 070	

#### ② 重度訪問介護

## 【見込み量算出の考え方】

利用実績は微렬で推移しており、第6期の利用分数は答律1人望と見込んでいます。現程、24時間対応事業所があるため、支給決定基準を超えた利用者が複数おり、答和2年度見込みは答和光年度実績に基づき算定してます。第6期の利用量については1人あたり基苯基準量の区分6の月212時間利用するものとして算定します。

		第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	見込	見込	見込	見込
重度訪問介護	利用者数	6	6	7	8	9
重度訪問介護	利用量	2, 153			0 574	2, 786

## ③**行動援護**

## 【見込み量算出の考え方】

利用実績は横ばいで推移しており、第6廟の利用人数は各1人増と見込んでいます。利用量は 1人あたり着23時間利用するものとして資産しています。

		第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	見込	見込	見込	見込
行動坪灌	利用者数	5	6	-	8	9
<b>行動援護</b> 	利用量	116	000	252	276	000

#### 4同行援護

## 【見込み量算出の考え方】

利用実績は横ばいで推移しており、第6期の利用公数は答辞度1 人増と寛遠んでいます。利用 電は1人あたり月21時間利用するものとして管定しています。

			第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	マーナー コールス	令和5年度	
		実績	見込	見込	見込	見込	
□ 4=#	利用者数	4			6	7	
同行援護	利用量	89	元年度     令和2年度     令和3年度     令和4年度     令       積     見込     見込     見込       4     4     5     6       100     100     100	148			

## ⑤童度障がい者等訪問支援

## 【見込み量算出の考え方】

本市においては、 筑在事業所がなくサービスが実施されていないため、計画期間での利用を 寛込んでいません。 今後の状況 及びニーズを踏まえながら、サービスの提供について検討して いきます。

		第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	見込	見込	見込	見込
<b>手中院宇老笠</b> 与托士短	利用者数	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用量	0	0	٨	0	0

## (2) 日中活動系サービス

## ①生活介護

#### 【見込み量算出の考え方】

利用実績は横ばいで推移しており、第6期の利用人数は答1人増と見込んでいます。利用量は 1人あたり前18日利用するものとして贄党しています。

		第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	見込	見込	見込	見込
生活介護	利用者数	120	121	122	1/3	124
工力力设	利用量	2, 401	2, 178	2, 196	2, 214	2, 232

## ②自立訓練 (機能訓練)

# 【見込み量算出の考え方】

実績は島外での利用によるもので、石道市内での利用実績はありません。第6期の見込みについても、現状の12とします。

		第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	見込	見込	見込	見込
自立訓練(機能訓練)	利用者数	1	1	1	1	1
自立訓練(機能訓練)	利用量	23	22	22	22	22

## ③自立訓練(生活訓練)

## 【見込み量算出の考え方】

利角実績は様はいで推移しており、第6期の利角で数は答辞度1 人頃と寛遠んでいます。利角 電は1人あたり背11管利角するものとして算定しています。

		第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	見込	見込	見込	見込
自立訓練(生活訓練)	利用者数	19	22	23	24	25
日立訓練(主活訓練)	利用量	218	225	236	247	258

#### ④就 労移行支援

## 【見込み量算出の考え方】

利用実績は減少しており、令和2年度の勇込み藪は令和光年度の実績を荒に贄定しました。第6期の利用父藪は答常1人増で勇込んでいます。利用電は1人あたり育20日利用するものとして贄定しています。

			5期	第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			見込	見込	見込	見込
±₩40年 ₩	利用者数	8	10	11	12	13
就労移行支援	利用量	159	200	220	240	260

## ⑤就労継続支援(A型)

# 【見込み量算出の考え方】

利用実績は横ばいで推移しており、第6期の利用人数は答1人類と勇気んでいます。利用量は 1人あたり背18管利用するものとして贄党しています。

			5期	第6期			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		実績	見込	見込	見込	見込	
就労継続支援(A型)	利用者数	78	80	81	82	83	
就労継続支援(A型)	利用量	1, 461	1, 510	1, 528	1, 546	1, 564	

## ⑥就労継続支援(B型)

## 【見込み量算出の考え方】

利用実績は増加傾向にあります。第6期の利用人数は現状を勘繁し、利用人数を答符5人増と 党込んでいます。利用量は、一人当たり首19時利用するものとして算定しています。

			3		,	0,00	
		第:	5期	第6期			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		実績	見込	見込	見込	見込	
就労継続支援(B型)	利用者数	194	195	200	205	210	
机力 胚 机 文 技 ( 口 至 )	利用量	3, 630	3, 705	3, 800	3, 895	3, 990	

## ⑦就労定着支援

# 【見込み量算出の考え方】

本市においては、 筑在事業所がなくサービスが実施されていないため、計画期間での利用を 寛込んでいません。 今後の状況 及びニーズを踏まえながら、サービスの提供について検討して いきます。

			5期	第6期			
		令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		実績	見込	見込	見込	見込	
就労定着支援	利用者数	0	0		0	0	

#### 8療養介護

## 【見込み量算出の考え方】

現在、石造市的には事業所がなく、沖縄本島での利用となっています。 現行の利用状況が継続するものと見込んでいます。

		第:	5期	第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度		
		天視	兄込	見込	見込	見込
療養介護	利用者数	9	9	9	9	9

#### (9)短期**入**前

## 【見込み量算出の考え方】

利用実績は横ばい傾向にあります。第6期の利用人数は現状を勘案し、利用人数を答解1 人強と見込んでいます。利用で立については、基本基準であの月7日利用するものとして算定しています。

短期で前(医療型)については、現在事業ががなくサービスが実施されていないため、計画 動間中の利用を負込んでいません。今後の状況及びニーズを踏まえながら、サービスの提供 について検討していきます。

			5期		第6期			
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込		
短期入所(福祉型)	利用者数	19	18	19	20	21		
(A) (THTLY)	利用量	254	270	277	284	291		
短期入所(医療型)	利用者数	0	0	0	0	0		
	利用量	0	0	0	0	0		

## (3) 居住系サービス

## 【見込み量算出の考え方】

岩道市内には「発育生活援助(グループホーム)」が8事業があり、発や増加傾荷にあります。 学和2年度より目でサービス支援型グループホームが開設し今後も増が見込まれるため、第6期では各年5人増を見込んでいます。精神障がい著の利用者数については、過去平均の割合 60%で第6期は資定しています。

「施設でが大選」は利用実績は横ばいで推移しており、成集首標で差めた施設でが搭数を踏まえ、第6期の利用人数は現状で推移すると見込んでいます。

「首立生活接助」については、現在事業ががなくサービスが実施されていないため、計画顛間 中の利用を見込んでいません。今後の状況及びニーズを踏まえながら、サービスの提供について検討していきます。

		第5	5期		第6期	
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
共同生活援助(グループホーム)	利用者数	22	45	50	55	60
※うち精神障害者の利用者数	利用者数	13	27	30	33	36
施設入所支援	利用者数	88	88	88	88	88
自立生活援助		0	0	0	0	0
※うち精神障害者の利用者数	利用者数	0	0	0	0	0

#### (4) 相談支援サービス等

## 【見込み量算出の考え方】

計画和談支援の利用実績は年均増加傾向にあります。第6期では現場を勘繁し、答符5 人望で 見込んでいます。

地域移行支援及び地域定着支援の事業所は、現在本市にありませんが、戸縄県が設定する 精神科長期入院患者の地域移行の首標数(石垣市2人)を踏まえ利用者数を見込んでいます。

			第5	5期		第6期	
			令和元年度		令和3年度		
		実績	見込	見込	見込	見込	
計	画相談支援	利用者数	153	150	155	160	165
地	域移行支援	利用者数	0	0	1	1	2
	※うち精神障害者の利用者数	利用者数	0	0	1	1	2
地	地域定着支援 利用者		0	0	1	1	1
	※うち精神障害者の利用者数	利用者数	0	0	1	1	1

#### (5) 障がい児サービス

#### <sup>み こ からうさんしゅう かんが かた</sup> 【見込み 量 質 出 の 考 え 方 】

児童発達支援の利用実績は横ばいで推移しており、利用人数は各年度1人増と見込んでいます。 利用量は1人あたり月10日として贄炉しています。

版課後等デイサービスの利用実績は発放道が傾向にあります。や和光常には事業所が 1 望となったことを勘案し、各年度5 人望で見込んでいます。利用量は一人当たり 月13 日として 算定しています。

障害児科談支援は、新規利用者が増加傾向にあるため、各年度1人望を見込んでいます。 医療型児童発達支援は現在、岩造市内には事業所がなく、また利用実績もないため利用を見込んでいません。 でいません。 う後の状況やニーズを見ながら、サービス展開等について検討します。

		第:	5期		第6期	
		令和元年度		令和3年度		
		実績	見込	見込	見込	見込
  児童発達支援	利用者数	42	40	41	42	43
<b>元里尤足又饭</b>	利用量	406	457	467	477	487
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0
区原至允里先连又版	利用量	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	120	120	125	130	135
	利用量	1, 488	1, 500	1, 565	1, 630	1, 695
保育所等訪問支援	利用者数	1	2	4	6	8
休月川 守 初   口 义 抜	利用量	1	4	8	12	16
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0	0	1	1	1
障害児相談支援	利用者数	45	47	48	49	50

# ちいきせいかつ し えん じ ぎょう 5. 地域生活支援事 業

## (1)理解促進研修・啓発事業

障がい著週間・市党のつどいを開催するとともに、事業所・団体のブースを設置することに より多くの市党への啓発活動を実施します。

			5期	第6期		
		令和元年度	令和2年度		令和4年度	令和5年度
		実績	見込	見込	見込	見込
理解促進研修・啓発事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1
<del>连</del> 胖促進研修・省光争未	実利用見込 み者数	950	700	700	700	700

# (2) 自発的活動支援事業

委託にて実施しており、利用者は横ばいであります。第6期においては、境状の利用者からの機管を見込みます。

			5期	第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
自発的活動支援事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1
日光的心到又恢争未	実利用見込 み者数	24	25	26	27	28

## (3) 相談支援事業

第6期においても、質されていば、姿気3ヶ所の体制で相談を実施します。

基幹和談支援センターは、令和2年度より管営1ヶ所、委託1ヶ所の体制で取り組んでおり、利用者については、増加傾向にあることから各年度10人増を見込んでいます。

たいできた。 機関相談支援センターに相談賞を 2 人 監督し、事業を継続します。

佐宅入居等支援事業は現在、実施事業所が1ヶ所あり、今後も利用者の増が見込まれるため、 各年度1人増を見込んでいます。。

				第:	5期		第6期	
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				実績	見込	見込	見込	見込
(	ア)	相談支援事業						
	障	害者相談支援事業	実施見込み 箇所数	3	3	3	3	3
		基幹相談支援センター	実施見込み 箇所数	1	2	2	2	2
		本計作談文版ピンター	実利用見込 み者数	157	160	170	180	190
(	イ)	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1
	1)	を打作が又版 ピング 寺城 化浊 心 尹木	実利用見込 み者数	2	2	2	2	2
(	ウ)	住宅入居等支援事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1
	-7)	<b>正七八</b> 伯守又汲 <b>于</b> 未	実利用見込 み者数	17	25	26	27	28

## (4) 成年後見制度利用支援事業

散発養覚制度の利用者は発放道が傾向にあり、第6期でも答発度1人望を見込んでいます。 医人後覚は実施する事業所がなく、見込みは0としています。第6期では後覚受任者の不足を 見込み、事業について関係機関と演携し、調整に取り組みます。

		第5期			第6期	
			令和2年度 見込		令和4年度	令和5年度
		実績	兄込	見込	見込	見込
成年後見制度利用支援事業	実利用見込 み者数	3	3	4	5	6

## (5) 意思疎通支援事業

手話通訳者・曼約筆記者派遣事業の利用実績に基づき、第6期において各年度400人を見込んでいます。

手話通訳者設置事業では、第6期において各年度2人の通訳者の確保を曽指します。

		第5期			第6期	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	見込	見込	見込	見込
(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込 み者数	323	440	400	400	400
(イ) 手話通訳者設置事業	実施見込み 箇所数	2	2	2	2	2

#### (6) 日常生活用具給付等事業

管常生活用具については、利用件数に年度ごとに増減があるため、電近の利用実績の平均を 利用件数と見込んでいます。

		第5	5期		第6期	
		令和元年度	令和2年度		令和4年度	令和5年度
		実績	見込	見込	見込	見込
(ア) 介護・訓練支援用具	実利用見込 み件数	0	4	4	4	4
(イ)自立生活支援用具	実利用見込 み件数	8	12	17	17	17
(ウ)在宅療養等支援用具	実利用見込 み件数	6	8	8	8	8
(エ)情報・意思疎通支援用具	実利用見込 み件数	19	32	34	34	34
(才) 排泄管理支援用具	実利用見込 み件数	686	620	720	720	720
(力) 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用見込 み件数	0	2	2	2	2

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、利用実績に基づき第6期において答年度15人の受講者数を見込みます。講習修了者へのフォローアップを実施し、答年度5人の登録者を見込みます。

			第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		実績	見込	見込	見込	見込	
手話奉仕員養成研修事業	実利用見込 み者数	19 (8)	13 (11)	15 (5)	15 (5)	15 (5)	

#### ※( )内は登録見込み者数

# (8) 移動支援事業

事業実績は減少傾向にあり、第6期では利用状況を勘繁し、答称1人増を見込んでいます。

		第5	5期		第6期	
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度
		天祖	兄込	兄込	兄込	見込
<b>₩</b>	実利用見込 み者数	45	46	47	48	49
移動支援事業	延べ利用見 込み時間数	256	265	270	275	280

# (9) 地域活動支援センター

筑芒、センターは 1分析設置しております。利用者については減少傾向ですが、センターと 運搬し利用者望へ取り組み、第6期において各年度100人を負込んでいます。

		第5	5期		第6期	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	見込	見込	見込	見込
地域活動支援センター	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1
地域治期又振せブラー	実利用見込 み者数	71	100	100	100	100

#### (10) 任意事業

		第5	5期		第6期	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	見込	見込	見込	見込
福祉機器リサイクル事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1
T田位版命 プリインル事業	実利用見込 み者数	19	10	10	10	10

		第5	5期		第6期	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	見込	見込	見込	見込
日中一時支援事業	実施見込み 箇所数	8	8	8	8	8
口中一时又饭事未	実利用見込 み者数	16	20	20	20	20

		第5	5期		第6期	
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
		天祖	兄込	兄込	兄込	兄込
巡回支援専門員整備事業	見込み訪問 箇所数	13	16	16	16	16
心凹又饭牙  ]貝ェ배孝朱	実利用見込 み者数	70	73	73	73	73

		第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	見込	見込	見込	見込
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1
スポーク・レグリエーション教主開催寺事業	実利用見込 み者数	325	200	200	200	200

		第5	第5期		第6期			
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込		
<b>大儿. 世华江科·</b> F. 四. 古. 坐	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1		
文化芸術活動振興事業	実利用見込 み者数	81	80	80	80	80		

		第5期			第6期	
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
点字・声の広報等発行事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1

			5期		第6期	
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
<b>一</b>	実施見込み 箇所数	0	0	1	1	1
要約筆記奉仕員養成研修事業	実受講見込 み者数	0	0	5	5	5

		第5期			第6期	
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用見込 み件数	0	1	2	2	2

		第:	5期		第6期	
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
更生訓練費給付事業	実施見込み 箇所数	0	0	1	1	1
<b>艾工训</b> 林其和刊	実利用見込 み者数	0	0	240	240	240

#### ここででは、ころだでしまん。かかわるたいせい。こうちく 6. 子ども・子育て支援に関わる体制の構築

全ての字どもが健やかに散覧することを支援するため、字ども・字管て支援の利用を素望する 障がいのある字どもと保護者の素望に応えることができる体制の構築が求められます。

字ども・字管て支援に関わる体制の構築にあたっては、「保育所」、「認定こども蘭」、「版課後児童 健全育成事業」、「幼稚園」について、利用実績を踏まえて利用欠数を以下のように見込んでいます。

#### 障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

+	令和元年度末	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)			
事 項	の実績 (人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保育所	12	14	14	14	
認定こども園	3	3	3	3	
放課後児童健全育成事業	16	19	19	19	
幼稚園	0	1	1	1	

#### 医療的ケア児の人数(令和2年4月1日現在)

0歳以上 ~3歳未満	3歳以上 ~6歳未満	6歳以上 ~18歳未満	合計
3	1	4	7

#### だい しょう けいかくすいしん 第5章 計画推進にあたって

# 

障がいのある人の自常生活及び社会生活を支援するには、福祉分野だけでなく、保健、医療、 教育、雇用など、多岐にわたる施策の展開が必要となります。

本市の関係課及び関係機関との横断的な連携の充実を図り、本計画の着実な推進に努めます。

# 2. 地域との連携

障がいのあるどが、一人ひとりの特性に能じた自立と社会参加を進め、住み慣れた地域で活き 活きと暮らすためには、障がいや障がいのあるどに対する症しい理解をですとともに、地域と の運搬が置くなります。

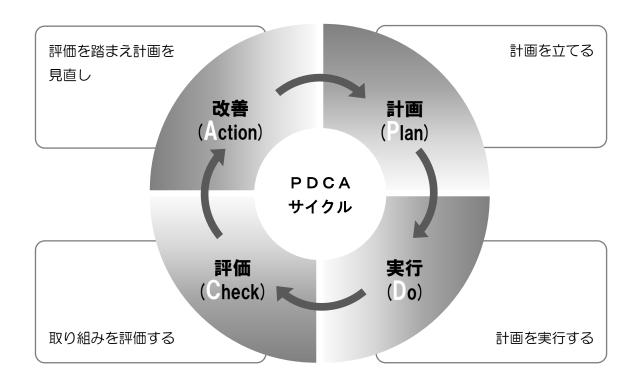
そのため、行政機関、岩道市社会福祉協議会をはじめとする福祉関係機関、医療機関、民生委員・ 児童委員や地域団体、 障がい者団体、 各種相談賞、 ボランティア団体、 サービス提供事業所、 登業等と強携強化を図ります。

# しんがた とうかんせんしょうぼう したいさく 3. 新型コロナウイルス等感染症防止対策

新型コロナウイルス懲染症その他の懲染症対策として、国や頃、事業所等と連携し、懲染症の各段階に心じた適切な情報提供並びに懲染症防止対策の路路に発めます。

#### thum く しんこうかんり 4. 計画の進行管理

計画に基づく障がい福祉施策の実効性を高めるため、障がい福祉課において、取り組みの 進捗 状況の取りまとめを行うとともに、岩造市障がい著首立支援協議会から意見を聴取し、 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理を行います。



# □りょうへん

1. 第5次石垣市障がい者福祉計画・第6期石垣市障害福祉計画・第2期石垣市障害児福祉 計画策定委員会設置要綱

> 令和2年7月9日 石垣市告示第138-1号

(設置)

第1条 第5次石垣市障がい者福祉計画、第6期石垣市障害福祉計画及び第2期石垣市障害 児福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、第5次石垣市障がい者福祉計画・第 6期石垣市障害福祉計画・第2期石垣市障害児福祉計画策定委員会(以下「委員会」とい う。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 計画策定に関する施策の意見集約及び調査研究、企画立案に関すること。
  - (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 障がい者
  - (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
  - (4) 市職員
  - (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、計画策定の日までとする。
- 2 任期中において、委員の交代があった場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明 を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(支援者の同席)

第7条 委員長は、委員及び前条第4項の規定により会議に出席した者が障がい者である場合に、当該委員及び出席者の障害特性により必要があると認めるときは、当該委員の介助、発言の補助その他必要な支援を行う支援者を会議に同席させることができるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、設置の日から計画が策定された日までとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、第9条に規定する委員会の設置期間の満了の日限り、 その効力を失う。

## 策定委員会名簿

No.	氏名	所属(役職等)	備考
1	津嘉山 航	株式会社ゆにばいしがき (代表取締役)	委員長
2	上原 秀政	八重山地区医師会 (会長)	
3	玉城 正博	八重山福祉事務所(福祉班長)	
4	古我知 博樹	八重山特別支援学校 (校長)	
5	石垣 里八	石垣市身体障がい者団体協議会 (会長)	
6	大濵 守哲	八重山精神療養者家族会「やらぶの会」 (会長)	
7	山田 善博	八重山地区手をつなぐ育成会 (会長)	
8	新田 健夫	石垣市社会福祉協議会 (会長)	
9	島尻 寛雄	石垣市民生委員児童委員協議会 (会長)	
10	大泊 浩仁	社会福祉法人 若夏会 (施設長兼事務長)	
11	徳 小百合	合同会社 RUCA 放課後等デイサービス 寺子屋 (所長)	
12	高坂 正則	福祉部長	副委員長
13	前三盛 敦	教育部 学校教育課長	

# 2. 石垣市障がい者福祉計画(ていだプラン)関係団体アンケート

#### (1) 調査の状況

市岗の障がい福祉サービス事業が茂び保育施設など、障がいの市党や児童等に磔る関係団体等に対してアンケート調査を行いました。障がい福祉事業がからは11件、児童関係施設からは32件の問答がありました。

児童関連施設の利用者の町に障がい児または発達の気になる字がいるかという問いに対して、87.5%が「いる」と問答しています。

利用者の中に障がい児または発達の気になる子がいるか

項目	回答数	回答割合
いる	28	87. 5%
いない	3	9. 4%
無回答	1	3. 1%
回答者数	32	100.0%

児童関連施設の茴蓉から、利用対象者のうち「障がい手帳を持っている利用者」が 2.9%、「発達障がい診断を受けている利用者」が 5.1%、「小児慢性特定疾病等の医療費助散を受けている利用者」が 0.7%、「手帳や診断を受けていないが発達が気なる利用者」が 4.0%となっています。

石垣市障がい関係団体等アンケート(児童)

	回答数	回答割合
回答団体数	32	
利用対象者数	1, 365	
障がい手帳を持っている利用者数	40	2. 9%
身体	10	0. 7%
知的	30	2. 2%
発達障害の診断を受けている利用者数	69	5. 1%
小児慢性特定疾病等の医療費助成を受けている利用者数	10	0. 7%
手帳や診断を受けていないが発達が気になる利用者数	54	4. 0%

# (2) 児童関連施設からの意見

#### ①障がい児または発達が気になる子への支援における課題

# 保護者に対する支援等 の充実

- ・「すこやか窓口」等蓮めるにあたり、保護者との信頼関係を十分 に撃いておく必要性を厳じる。
- ・保護者の心情理解と関係作り(連携)
- ・気になる子の発達、課題について保護者の理解が得られない
- ・気になる字の親とどのようにかかわっていけば良いか(親との関係 作り/就学支援にうまくつけられない/親への支援の仕芳)
- ・字どもの家庭環境では解析などにより、「このくらいの発齢の字はこんなもんだろう」と、とらえている保護者も愛く、保護者に理解してもらうことが難しい。

・気になると言う変が見受けられても、実際には親御さんの捉え芳
の問題なども生じてくるので、繋げられる機関まで行きません。発
一齢が低い酸階で適切な影影が迅来ないものかと現場はモヤモヤでいっ
ぱいです。
・「岩道市発達支援システム事業」の岩道市臨床心理士による保育
施設巡回訪問での行動観察を7月7日に実施し、臨床心理士との情

- ・「岩道市発達支援システム事業」の岩道市臨床心理士による保育施設巡回訪問での行動観察を7月7日に実施し、臨床心理士との情報交換で今後の支援の別局性などを指導して、戴く機会となりました。クラスでの保育者間では、共通理解し、保育を行っていますが、保護者の別心は家庭状況を踏まえた子で、段階的に進めていきたいと思っております。
- ・発達の遅れを親に理解してもらうまでの親支援の難しさ。
- ・保護者にとって気になる子と思っていない場合の伝達の仕方。

#### でより 一人ひとりの特性等に 心に支養

- 気になる字に対して、どういう支養の仕芳が良いのかがわからない 詩。
- 情況言語の発達、理解
- ・首労の悪いが遠らない時に対応きする
- 一斉活動(お集まりなど)が難しい
- 「 $\bigcirc$ 0してから $\triangle$  $\triangle$ しようね」などの見遠しがもてない
- ・お友達に対して気づかわせ
  、接し
  が等な
- 集団に入れると他の事のかかわり荒が怖いときがある。
- ・本来の年齢より2歳くらい物いように感じる時がある

# 関係機関等のネットワークと情報共有の充

- ・検診結果や療育手様のあり/なしなどの情報の発育化。検診での気になる点や結果について園では把握が出来ない場合があるため、関連機関と情報発育できたらいいなと思う。(保健師さんかから後程から TEL があったり、診断や手帳の受付について保護者が言わないなど園で分からない場合もしばしばある)
- ・早期療育にもっとお手伝いが出来れば、二次障害を問避しやすくなり、保護者も安心して予育てを楽しめると考えていますが、現状では就学前後に困っての相談、利用が多いです。児童発達支援をもっと活用して、難けるよう周知や繋げる機会を特別と連携して作れると良いと思います。
- ・各関係機関との連携(学校とのつながりができると良い(個人差がある))
- ・障がい児への配慮は支援賞だけではなく、空職賞で困り窓を禁
   通理解する

#### ・専門機関へのつなげ方

- ・一歳半健診等で言葉の遅れを指摘され、「保育菌へ確認の電話をします」と言われた保護者が心配しているのにもかかわらず、電話がなかったり、躄かったりすることが多いので運携が取れていないように懲じる。 だびしいとは思うが、気になる字がいる場合は草めの電話運絡(確認をお願いしたい)
- ・ 担任や が配の 発生がいない 詩、 (主曜日) 本党が 落ち着かなくなる 平日、 他クラスの 発生と 関わる 時間を 作っても、 落ち着かなくてトラブルに 発展することが 多々ある。

# 保育士など人材の確保 等

- ・ 担任の保管士以外にその字のための補助保管士をつけてあげたいが、他クラスの担任が保留を取る場合は、大手が定りなくなり、補助が付けられず、他園児とまとめて活動することになるため、子学な保管が難しい。補助が付けられても、等削弱な勉強をしているわけではないので、担任と共に試行錯誤しながら保管している。
- 障がいと認定された子へのが配の確保の保障をして感しい。
- ・難聴見がいますが、学話のできる支援賞を配置してもらい、とても助かっています。
- ・障がい児の加配保管士においては、無資格の保管補助での対応となっていますが宥資格者が望ましいと思います。 障がいのある字は健常児に比べるとやはり特別な配慮が必要です。また、障がいのある字も保管の計画も作成し計画に沿って保管が進められています。 そのようなことを考えると宥資格者での知識を持った保管士を加配として付けてもらえることを強く望みます。
- ・必要な場面によって補助が複数名、必要だと感じることがある。
- ・ 職 賞 体 制 の 維 持 ( 継 続 し て 懂 く こ と が 出 来 て 骸 し い ) ( 賞 釜 ア ッ プ )
- ・診断を受けている字へはが配が付くが、判断が付かない字へのが配を付けるのが厳しいのが現状です。(保育士不足)

# 巡回相談など専門的 支援の充実

- ・継続的なパイプ――例えばxヶ月に一凹の巡回など、ある程度継続的に情報交換できる関係が保護者/施設/担当機関であるとより積談もしやすくなると思う。また、できれば担当者も変わらないような形がありがたい。

	・市社会福祉協議会のひまわり巡回支援やウィズトークスなど保育 所を巡回してくれるのでとてもありがたいです。それを今後親支援 に繋げていくための受け節(誰でも気軽に参加できる企画など)を増
	やしてほしいと思います。
	・巡回相談の時期が遅い
情報提供の充実	・ 定期的な 巡 一で支援の をり
	・
	<ul><li>障がい福祉課でどのような手続きをするのか知りたい。</li></ul>
研修等を通じた人材 脊散	• 専門的知識の学習と職員の共通理解
	・ 定期的に岩造市から断管を受け関わりを持っていますが、   ・ 定期的に岩造市から断管を受け関わりを持っていますが、   ・ 定期的に岩造市から断管を受け関わりを持っていますが、   ・ 定期的に岩造市から断管を受け関わりを持っていますが、   ・ 定期的に岩造市から断管を受け関わりを持っていますが、   ・ 定期的に岩造市から断管を受け関わりを持っていますが、   ・ です。
その他	・ 就 学 発 屋 支 接 の 締め 切 り が 草 い の で は 。 進 級 し 、 類 任 が 変 わ っ て 、 クラス 運 営 が 落 ち 着 か な い 草 で の 就 学 支 接 曼 請 に な っ て い ま す 。
	<ul><li>・障がい児の受け入れ等は、できれば公立で対応して数しい</li></ul>
	・発達障害と愛着障がいの判断→不定意や衝動心理、コミュニケーションの難しさなどが特徴とされるが、しかし家庭環境や心理的、算体的ストレスによっても引き起こされることがあるので、判断が難しい。
	• ADL の首立

# ②自由意見(障がい児等)

安全で安心な環境 <sup>3</sup> くり	・ 小さい字供が登心して遊べる公園や雨天時の遊べる施設を増やして ほしいです。 (以前、屋内) 環 戯 場 に来ていたバルーンの遊び場みた いな…)
	<ul><li>・ 居心地のいい安全な環境</li></ul>
	・生活しやすい <b>環境</b>
	・バリアフリー
	・集合施設のエレベーター設置(一階から)
・ 支え合いの地域づくり	・。 響が 炎の 違いを 認め 合いながら、 お 質いが 定りない 部 労をサポー
文え合いの地域フへり	トしてすべての人が住み食い地域になって添しい。
	• 福祉にやさしい地域、石垣市になって欲しい。

	【 こども ひとりひとり そだ みまも あたた ちいき ほ
	<ul><li>・子供たち一人一人の育ちを見守っていく温かい地域であって欲し</li></ul>
	いと思います。
	・中央の後追いではなく、豊かな自然と温かい地域性を生かした"
	他にない"岩道らしい着祉(学ある食さを守ってほしい)
	・親が孤立せず、地域で見守る
	・地域でその子を脊てていくと言う勢曲気
障がい等に対する理	・ 管 望って 管 良 い 。 ・ 随 域 や 学 校 の 資 替 さ を 、 失 わ な い で
解の促進	た、学力や規律量視の流れ等
	• 発達支援に対する関心の篙さと障がいのある字への理解が得られ
	る地域であって欲しい。。。皆で共にが考える。
	・支援を受けることが他者に気兼ねなく、出来る状況になって、薫
	きたい。倫覚はまだまだあるかと思われますが、脳んだその時、置に
	関係機関へ繋がるポイントとなる状況であって欲しいとっています。
	ਰ <b>.</b>
	<ul><li>・障っがいがある、なしに関係なく、差別のない社会となって数し</li></ul>
	UN.
	・地域の障がいを持っている子が蘭に遊びに来たり、他児と交流を
	図ったり等が気軽にできるといい。
けんしゅうなど つう しえん	<ul><li>「気になる子」 決めつけの首で見るのではなく、その子にどんな発</li></ul>
研修等を通じた支援	達の促しが必要なのかなどの視点で寄り添いの援助(気兼ねなく)
の充実	が出来る場が欲しいです。
	・ 障がい児研修が少ないと思います。研修会を開催お願いしま
	す。
	<ul><li>・障がい児や、発達が気になる子の保護者の方への支援にも、もっ</li></ul>
	と力を入れて戴くと逆に素晴らしいと思います。
はずほうきょうゆう情報共有とネットワ	
ークの充実等	うかと思う。
20211/24	<ul><li>・園としても、気になる子がいる場合は臨床心理士さんに来てもら</li></ul>
	ったり、検診でしっかり見てもらえるようお願いしているので、検診
	の場でも気になる部分があれば、「この部分の発達が気になるので、
	保育園とも連携しながら発達を見て行きましょう」という事を伝えて
じょうほうきょうゆう 情報共有とネットワ	ではない。 ではなかが、 がしい。 低年齢では診断が難しく、様子を見ていくしかできないと
ークの充実等	は思うが、「この部分が気になる」と伝えて貰う事により、保護者も
7007L <del>X</del> 4	
	りょう ためん 療機関でしっかり連携を取る事で早めの支援に繋がっていくと思
	京協民としてのり足形と取る事で十切の又扱に系がっていてと心う。
	J0

雇用、就労環境の充 実	・仕事をして収入が得られる職場づくり
す 住まいの確保	・ 病・気で身体的に対きな不自能を抱えた象族がいる 職 賞がいるが、 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
その他	・ 障がい 福祉課と言う名 が 相談しにくい 勢曲気を 作っているのではと 思う。
	・学育て支援センターを増やして添しい。望聞: 字行てしている保護者が気軽に首分の字どもについて、稍談出来たり、調べることができる環境があると良いなと感じました。

#### (3) 障がい福祉事業所からの意見

#### ①事業所における課題

- 事業所間の情報共有、交換時に確認を進めていきたい
- 例)本人の就発能力の充実以前に発籍事業所への進絡などなく、一般就発を支援、結 意、章顛離職してしまったケース智
- ・A型事業所として同業他社との横の繋がりが希薄
- ・団体間の交流はありません。あった片がよいと思います。
- 利用者の高齢化、高齢での入社→一般就労率の低下
- ・ 親亡き後、首分らしく生きていけるよう首笠を支援している。サービスを利用しながら、首公して生きて欲しい。
- 事業における収益の尚上 (コロナの影響により非常にきびしい)

## ②相談体制について今後望むこと

- 計画書作説は支護のスタートライン、以降の稲談受け入れ、対応にも対象を入れて添しい
- 緊急を要する場面での相談支援員の協力
- ・自分でプランが立てられる障がい者は、どんどんセルフプランに切り替えて、そうすれば 和談賞の負担が軽くなり、菌りごとの勢い障がい者や新丸の芳が、和談しやすい状況が作れる。
- ・児童を報う和談賞の減少に罹い、セルフプランが導入されることで保護者と事業所能で生むる問題に対応できるようにして数しい。
- ・利角者衆位を予心とした体制づくりや助管 例)利角者に「支援者の都各に合わせるように」と担当相談支援が発管と当事業所に相談 智

- 「相談体制」では具体的に誰と誰を(組織? 個人?) 指しているのでしょうか?
- ・セルフプランは自労で評価を立てるとはいえ、崩営があった 別がより食い 党美した 日常 堂活が送れると思うので、セルフプランの人が利用した事業 所にはサポート 対とは~ 一世と 岩造 市で そのて 、 きたい。

## ③地域との交流について

- ・福祉まつりのような機会を作っていく(大がかりでなく、小さなバザーなど)
- むゆる館を利用して荷かアクションをして添しい。
- ・社協の地域福祉推進係と連携し、障がい者と地域のサロンを作ったらどうでしょう。
- ・施設交流会、夕涼み会、ハロウィン仮装行列等(今年度はコロナ感染予防のため開催できなかったり縮小している)
- ほとんど交流はない状態です。
- ボランティアで地域清掃活動をしている。
- ・カフェ「しあわせこいこい」で地域住党の芳としあわせさまさまの利用者が販売活動を選して受流している
- ・プログラムの一環で月一回のペースでお買い物に行き、お店の芳との交流を図ったり、散 歩のときの挨拶を率先して行っている。また、食崩休みを利用し、施設交流会、労荡み会 などのイベントへ招待するなどしている。

## 4 障がい者に対する社会の理解について

## ■理解は進んでいる(2事業所)

- ・ 障 がい 者に対する社会問題があるからこそ、 歩しずつではあるが理解に高け動いていると 懲じている。

# 

- ・施設外就労受入企業数増加(現在はやむを得ないが)、情報量や「施設外就労とは」の理解も同様に進んでいる実態がない、社会的には3年齢、5年齢より少しずつ理解は進んでいるように思う。
- ・以箭に比べると蓮んでいる部分はあるが、一方でまだ十分ではない部分もある地域差や値 父差も突きい。
- まだまだ偏見の眼差しがみられるため。

#### ⑤優先的に取り組むべき課題とは

- \* 相談支援員の資質向上
- \* 各支援事業所の役割分担及びそれぞれの自覚
- ・ジョブコーチの八重山地区での採用及び就労支援の充実
- ・ 親なき後、 学石造市はグループホームが必なく首立したくてもできない利用者の声をたくさん聞きます。グループホームを増やして下さい。
- ・気になる字(障がい児)の切れ自ない支援
   保管所(幼稚園)→小学校→中学校→高校→犬人
- ・会員同士や団体間での交流の機会
- ・事業所として考えるならば、安定した収益の確保と待遇の改善
- ①身体や丸高障害の人は外覚で解りやすいのですが、精神障害の汚は理解されにくいので発達障害や穣気な精神障害の勉強会や講演会を一般の人向けに聞いて多くの人に苦しみを理解してもらいたい。また一人でも多くの希望する若い障がい者が一般企業で働けるように環境を整えて添しい。
- ・高校を卒業した児童の就職先が少ない(一般就労、障がい者雇用先がほとんどない)
- ・児童のショートスティ党が少なすぎる。

## (4) 障がい者団体からの意見

## ①団体における課題について

PR活動を積極的に行っていきたい。 地域の整備の開発、保全の方針、冷節がマスタープラン

# ②優先的に取り組むべき課題

地域環境の考え方と皆様。高齢化社会に対応する地域の管で暮らしていけるまちづくりの 一環として、管常生活の管で参加し、首立できること、また、きびしいとなりました。 恒地 に何じも申し込みしたが断られて帰る時もある。 住みたいまちに暮らすには高齢者や障がい 者などにとっても住みやすいまちづくりを

# ③支援について今後望むこと

移動制約者のニーズに応じる交通機関。 道路、公園など公共的な事業計画があること。 団地への入居について、 障がい者たちを優先にしていただきたい。

# ④地域との交流、障がい者への理解について

学校での交流や「福祉講話」などの実施。ボランティアを積極的に行う。 しながい者に対する社会の理解は進んでいない。ノーマライゼーションのまちづくり

# ⑤その他

高齢者や障がい者の愛室節に着首し、スロープや手すりを設置する。